

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290409001	29年4月9日	29年4月25日	29年5月31日	会社設立日が休日でも可能になるような仕組みを	司法書士をしております。会社設立の依頼があった場合、依頼者は毎月1日や大安、自らの思い入れのある日を第1希望で出しています。しかし、その日が土日祝祭日だと法務局が休みのため不可能になっています。登記申請書に、「設立日〇月〇日希望」などと記載できれば利用者の目的に沿うことと思います。	個人	法務省	会社や一般社団法人等の一定の法人はその根拠法において、登記することによって成立するとされています(会社法第49条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第22条等)。法人の成立について、このように規定されている法人については、実際に設立の登記をした日がその法人の成立年月日となります。一方、登記所(法務局)の業務は、行政機関の休日に関する法律第1条第1項の規定により、土日祝日は原則として行わないものとされていますので、根拠法に上記のように規定されている法人については、土日祝日を法人成立の日とすることはできないこととなります。	会社法49条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第22条等	対応不可	行政機関の休日に関する法律の規定により、原則として登記所(法務局)の業務を土日祝日に行うことはできません。また、申請人の希望に応じて土日祝日に登記所が業務を行うこととするとして、登記の順位保全の観点(同一商号・同一本店の設立登記については、先に申請をした方が登記され、後からの申請は却下されます。商業登記法第27条、第24条第13号)から、土日祝日に希望があった申請のみを取り扱うことは極めて不公平な取扱いであり、全ての申請人からの全ての申請を受け付ける必要があることとなります。このような対応を行うことは、行政機関の休日に関する法律の趣旨に照らしても、極めて困難であると考えます。	
290412003	29年4月12日	29年4月25日	29年5月31日	中国人旅行者に対する数次査証(ビザ)の有効期間延長および対象訪問地域の青森県、秋田県、山形県への拡大	【要望内容】中国人旅行者に対する数次査証(ビザ)の有効期間延長および対象訪問地域の青森県、秋田県、山形県への拡大 【理由】定住人口の減少に歯止めがかからない中で地域の再生を図るには、交流人口の拡大が不可欠であるが、特に東北地方は、震災以降、他地域と比べて訪れる外国人旅行者数が低調にある。このため、訪日外国人としては最も多い中国人旅行者に対する数次査証(ビザ)の有効期間(3年)を延長するとともに、東日本大震災の被災3県(岩手県、宮城県、福島県)および沖縄県だけに認められている対象訪問地域を、青森県、秋田県、山形県にまで拡大する必要がある。 (注)沖縄県数次ビザ/東北三県数次ビザ 個人観光で1回目の訪日の際に沖縄県または東北三県(岩手県、宮城県、福島県)のいずれかの県に1泊以上する者に対して、以下の要件を満たす場合に数次ビザ(有効期間3年、1回の滞在期間30日以内)を発給。対象者は以下のとおり。 (ア)十分な経済力を有するものとその家族 (イ)過去3年以内に日本への短期滞在での渡航歴がある者で一定の経済力を有する者とその家族	日本商工会議所	警察庁 法務省 外務省	中国国民に対する東北三県数次ビザ(有効期間3年、1回の滞在期間30日)については、平成29年5月8日より、対象訪問地域を青森県、秋田県、山形県を含む東北六県へ拡大するとともに、これまで一定の経済力を有する方に課していた、過去3年以内の日本への渡航履歴要件を廃止しています。	外務省設置法	検討を予定 現行制度 下で対応 可能	中国国民に対する東北数次ビザの有効期間の延長については、今後、数次ビザの運用状況をレビューし、治安等への影響について関係省庁の見解もよく考慮して、観光立国の実現や日中間の人的交流の更なる拡大の観点も踏まえ、検討してまいります。 対象訪問地域の拡大については、平成29年5月8日より、青森県、秋田県、山形県を含む東北六県に拡大しています。	△
290412015	29年4月12日	29年4月25日	29年5月31日	外国企業ならびに外国人の利便性向上を図るため、査証(ビザ)のオンライン申請を導入すること	【要望内容】外国人による査証(ビザ)のオンライン申請の導入 【理由】日本国外において、外国人が査証(ビザ)を申請する際には、当該国の日本大使館もしくは領事館へ必要書類を提出し、ビザの発給申請を行う必要がある。外国企業ならびに外国人の利便性向上を図るため、オンライン申請を導入する必要がある。	日本商工会議所	警察庁 法務省 外務省	ビザの申請は、原則として、申請人の居住地又は旅券発給国(地域)を管轄する日本国大使館又は総領事館において、申請人本人が行う必要があります。申請にあたり、申請に必要な書類は、申請人の渡航目的及び国籍によって異なりますし、国及び地域によっては日本国大使館又は総領事館が承認した代理申請機関を通じて申請していただく場合があります。	外務省設置法	検討を予定	ビザの申請にあたっては、本人または代理人の出頭により、入定事項等の確認に漏れなきを期す必要があります。また提出書類は原本によりその真偽を確認する必要があります。現時点でオンラインによる申請は行っておりませんが、ビザを申請する方々の利便性向上のための一つの方法として、手続の一部を電子化する可能性について検討を行ってまいります。	△
290412019	29年4月12日	29年4月25日	29年6月30日	区分所有法における建替え決議の成立要件の緩和	【要望内容】区分所有法における建替え決議の成立要件の緩和 【理由】老朽マンションの建替えは喫緊の課題となっているが、「建替え決議」の成立には、区分所有者および議決権の各5分の4が必要であり、大変高いハードルとなっている。マンションの老朽化は、耐震性の面からも大変危険であり、住民の身に危険が及ぶ状況は看過できない。このため、例えば、公営住宅などの代替措置などで補充することも検討すべきである。なお、反対者が増えた際の買取費用負担は一時的であり、通常、建替え後の増床部分の売却などで相殺できるため、必ずしも円滑な建替え事業遂行の障害とはならないものと考える。(住民がマンション建替えに反対する理由として、「飯の住まいがない」ということが考えられます。そのようなか、飯に5分の4の要件が緩和された場合、建替えが可能となるマンションが増え、意に反して「飯住まい」での生活を余儀なくされる方も増えることとなります。したがって、そういった方々に対する「飯の住まい」として、公営住宅などを用意するといった措置も必要ではないか。)	日本商工会議所	法務省 国土交通省	現行の建物の区分所有等に関する法律(以下「区分所有法」といいます。))は、建替え決議について区分所有者及び議決権の各5分の4以上の賛成を要件としています。	建物の区分所有等に関する法律第62条第1項	対応不可	区分所有法の決議により行う建替えは、個々の区分所有者にとっては、区分所有権の処分を伴うことから、本来であれば、区分所有者全員の同意を要する重大なものです。それゆえ、これを多数決により行う正当性を担保するためには、多数決要件は厳格である必要があります。決議に賛成しなかった区分所有者については、その区分所有権の時価での買取りが予定されているものの、その意思に反して区分所有権を失う以上、多数決要件には高度な厳格性が求められます。また、建替え決議の内容を実現するためには、建替え決議に賛成した区分所有者は、決議に賛成しなかった区分所有者に対して、売渡請求権を行使してその権利を買い取らなければならないが、決議要件を緩和した場合には、建替え決議に反対した区分所有者からの買取費用の負担が重くなり、建替えに要する社会的・経済的コストが増して、建替え事業の円滑な遂行にとっての障害と見なされます。区分所有者権等の買取りに当たっては、建替えに先行して多額の資金が必要となる上、建替え後に増床部分等の買手がつく保証はなく、増床部分の売却価格も建物の立地域及び売却時期等の条件により左右され、買取費用を賄うことができるかは個別具体的な事案により異なるため、区分所有者に対する売渡請求権の存在が、一律に建替え決議の多数決要件を緩和する根拠にはならないという点は困難です。したがって、建替え決議要件の緩和については、慎重な検討が必要であると考えられます。	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290412020	29年4月12日	29年4月25日	29年5月31日	区分所有法の建替え決議の成立をもって、危険な老朽マンションの借地借家法の賃貸借契約も解約できること	【要望内容】借家人保護への配慮を十分に行ううえで、建替え決議の成立をもって借地借家法の賃貸借契約も解約できるようにすること 【理由】住民の身元が危険におよぶ老朽マンションの建替えは喫緊の課題となっている。しかし、区分所有法に基づく建替えが法整備されて、借地借家法では、建物賃貸借契約の解約の正当事由になっておらず、また、裁判所の判断も曖昧であることから住民を立ち退かせることができず、建替えが進んでいない。借家人の公営住宅への入居あっせんなど権利保護への配慮を前提に、建替え決議を賃貸借契約解除の要件に認めることが望まれる。	日本工務会 国土交通省	法務省 国土交通省	借地借家法第27条第1項、第28条	現行制度下で対応可能	現行の借地借家法のもとでも、建物の老朽化や耐震性の不足を理由とした建替えの必要性等については、正当事由の有無を判断するに当たって個々の具体的事例に則して適切に考慮されているものと考えています。 借地借家法が私人間の法律関係に一般的に適用される民事基本法であり、民法上の正当事由が借家契約全般について賃貸人及び賃借人間の適切な利害調整を図るものであることからすると、その規定は規範的・抽象的にならざるを得ません。そして、その正当事由の有無の判断に当たっては、個別具体的な事情を検討する必要があります。ことから、老朽化物件・耐震性問題のあるマンションの建替え決議の成立等をもって一律に正当事由があるとするについては、慎重に検討する必要があると考えられます。 なお、平成26年マンション建替え法改正により創設されたマンション敷地売却制度を活用して耐震性不足のマンションの建替えを行う場合には、権利消滅期日において借家人は消滅することとしており、ご提案の要望内容は一部実現可能となっています。それ以外の場合については、財産権の保護等にも十分な配慮をする必要があり、慎重な検討が必要と考えております。		
290503001	29年5月3日	29年5月23日	29年6月15日	会社担当者による登記申請について	(1)商業登記申請や不動産登記申請をするときは、代表者以外の役員や従業員(以下、「担当者」という。)が書類を作成して、代表者が捺印し、法務局に提出しています。このとき、補正などの電話連絡は、担当者にしてもらいたいのですが、登記申請書の書式は、担当者名を書き留めがありません。電話連絡があったときに、法務局側で、部署や役職を含めた担当者名が分からないため、取り返ざるをえないので、改善をしていただきたいです。 (2)先日、法務局に相談したところ、担当者が代理人となって、代表者印の押された委任状を添付すれば、電話連絡は担当者にと同じました。しかし、登記申請書や委任状には、代理人の部署名や役職は記載できないとの説明を受けています。代理人として申請する場合においても、委任状などに記載できる説明を受けて頂きたいです。 (3)司法書士法によって、無資格者が登記申請書を作成することや、申請代理をすることは、業としてはいけないこととされております。上記の(1)の場合は、担当者名が申請書に書かれていないので、コンプライアンスの問題となることはありませんでした。しかし、(2)の場合は、会社の担当者であることを明記しないと、会社関係者であると把握できないことから、法務局が司法書士会に委託している事後調査によって、司法書士法違反の疑いが掛けられるおそれがあります。会社としては、そのような疑いを掛けられる前に、予防したいと考えています。一方、法務局や司法書士会としても、司法書士法違反であるかの確認を、事前にしたいと思われれます。そのような観点からも、担当者欄を設ける利点があると思えます。	個人	法務省	(1) 会社の代表者が商業登記及び不動産登記の申請人として登記の申請をする場合、登記の申請書の連絡先の記載箇所には、代表者以外の従業員等の担当者の部署、役職、連絡先電話番号等を記載していただいても、特に問題はありません。 なお、登記の申請書については、様式は定まっておらず、必要な事項が記載されていれば様式は問いません。法務局ホームページにおいて公開している様式、記載例はあくまで例として掲載しているもので、同様式に代表者以外の従業員等の担当者の部署、役職、連絡先電話番号等を追加していただいても、特に問題はありません。 (2) 会社の代表者以外の従業員等の担当者が代理人となる場合に、委任状に担当者的部署、役職、連絡先電話番号等を記載していただいても、特に問題はありません。 なお、委任状については、様式は定まっておらず、必要な事項が記載されていれば様式は問いません。法務局ホームページにおいて公開している様式、記載例はあくまで例として掲載しているもので、同様式に代理人である代表者以外の従業員等の担当者の部署、役職、連絡先電話番号等を追加していただいても、特に問題はありません。 (3) 上記(1)(2)のとおりです。	事実確認	「制度の現状」に記載のとおり、登記の申請書及び委任状に担当者の部署、役職、連絡先電話番号等を追加していただいても、特に問題はありません。		
290503004	29年5月3日	29年5月23日	29年6月15日	企業内行政書士、組織内行政書士を認めるべき	弁護士、弁理士、社会保険労務士など(以下、「弁護士等」という。)は、企業内に属することが認められる。これを、企業内弁護士などと呼ぶこともあるが、行政組織に属する場合もあるため、組織内弁護士ということもある。組織に属することを認めているため、弁護士会などの強制入会制の所属会において実態を把握し、扱える範囲を所属会士の業務に制限するなど、指導監督をすることが可能となっている。 一方、行政書士の場合は、企業内行政書士が認められていない。企業に属する場合は、独立性が侵されるとして、禁止されているのである。しかしながら、行政書士の業務は、すべて法律事務に属するから、弁護士も扱えることになっている。弁護士が企業に属することができるにもかかわらず、行政書士が属してはならないとする理由は、憲法上の観点(職業選択の自由)からも存しない。 特に、行政書士は、企業内で法務を扱うだけの知識を備えており、これを有効活用できれば、企業による適正コンプライアンスの実施が期待できる。行政としても、企業内の行政書士が申請担当者であれば、指導する場合もスムーズであるし、行政書士会への懲戒請求もできるため、申請内容の真正も担保できる。行政書士会としても、企業法務の実績を積むことが出来るため、資格に対する社会的評価の向上が期待できる。 現状では、行政書士会は企業内行政書士を認めないため、実態の把握も指導も出来ない。一定期間、行政書士業務しない場合は、企業広告をする場合もある。(行政書士法7条2項1号)そのため、行政書士も、企業に属する場合は、行政書士会に入会せず、無資格者として勤務している状態である。 したがって、弁護士等と同様に、所属する会社以外の業務を扱わないことを条件として、企業内行政書士や組織内行政書士を認めるべきである。 なお、これは司法書士にも言えることである。	個人	総務省 法務省	【総務省】行政書士は、他人に依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することができる(同法第1条の2)。行政書士でない者は他の法律に別段の定めがある場合を除き、当該業務を行うことはできません(同法第19条第1項)。 行政書士となる資格を有する者が行政書士となるためには、日本行政書士会連合会において備える行政書士名簿に登録する必要がある(同法第6条第1項)。行政書士は登録を受けた時に、当然に、その事務所の所在する都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員となるものと規定されています(同法第16条の5第1項)。 【法務省】司法書士業務を行うためには、司法書士法(昭和25年法律第197号、以下「法」という。)第4条に規定する司法書士となる資格を有し、法第8条及び第9条の規定に基づき、日本司法書士会連合会に備える司法書士名簿に登録を受ける必要があります。ただし、日本司法書士会連合会は、登録の申請をした者が、法第10条第1項各号の規定に該当する場合には、その登録を拒否しなければならないとされています。また、司法書士の登録をされた者が、法第15条第1項各号又は法第16条第1項各号の事由に該当することとなった場合には、日本司法書士会連合会は、その登録を取り消さなければならない又は取り消すことができるとされています。	【総務省】行政書士法第16条の2、第6条、第19条 【法務省】司法書士法第4条、第8条、第9条、第10条、第15条及び第16条	【総務省】事実確認 【法務省】事実確認	【総務省】行政書士法に定める行政書士の業務は、他人の依頼を受けて行われるものであって、例えば、会社が官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成したとしても、行政書士の業務には当たらないこととなります。 なお、企業や行政組織に所属する者が行政書士法第6条に定める登録を受けて行政書士となることや、行政書士となる資格を有する者が企業や行政組織に所属して業務を行うことについては、行政書士法規制するものではありません。 【法務省】司法書士法の規定及び日本司法書士会連合会の取扱いのいずれにおいても、企業に所属していることのみをもって登録の拒否又は取消しをすることはされていません。 ただし、司法書士には、事務所の設置義務(司法書士法第20条)及び正当な事由がある場合を除き依頼(簡裁訴訟代理等関係業務)に関するものを除く。)に応ずる義務(同法第21条)が課せられています。これらの義務は、同法第3条に規定する業務について固く独立した資格を付与された司法書士は、当該業務については公共的な役割を担っているため、広く一般に対して平等にサービスの提供をしなければならないとの要請に基づき、課せられているものです。また、この他にも、司法書士には、業務を行っていない事件について業務を行ってはならない義務(第22条)、会則の遵守義務(第23条)、秘密保持の義務(第24条)及び研修による資質向上努力義務(第25条)が課せられています。 これらの義務は、司法書士が企業に所属している場合でも課せられるものであり、個別の事案において、企業に所属していることにより、これらの義務を遵守できないなどの事情がある場合には、登録を拒否され又は取り消されることもあるものと考えます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(○、◎、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290518001	29年5月18日	29年6月12日	29年6月30日	戸籍謄本・住民票の取得方法の統一	<p>相続手続きの事務負担軽減のため、戸籍謄本・住民票の取得方法を統一する。</p> <p>○銀行は、債務者の相続人が不明な場合、戸籍謄本・住民票により相続人調査を行が、これらの取得方法が市町村により区々であるため、手続きが煩雑である。</p> <p>○申請書の様式や申請書に必要な印(営業店の担当者、支店長、本部長等とのシールの印が必要か)、添付書類(金銭消費貸借契約の写し、支店長の依頼状等)が統一できれば、相続手続きの事務負担軽減につながる。</p> <p>○規制改革推進会議において「地方における規制改革(地方の様式・書式の統一)を進める際には、本要望についても検討いただきたい。</p>	一般社団法人全国地方銀行協会	総務省 法務省	<p>【総務省】 住民基本台帳法第12条の3において、市町村長は、第三者から住民票の写し等の交付の申出があった場合には、利用の目的を明らかにさせることとされています。申出者が法人である場合には、事務処理要領において、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地を明らかにさせ、また、申出の意思を明らかにさせるため、法人の代表者印の押印等を求めることが適当であるとされています。なお、主たる事務所については、その申出に係る業務に関して主要なものの意味であり、本店、支店、営業所、事業所等が含まれるものと解して差し支えないとされています。</p> <p>添付書類については、住民票の写しを必要とする正当な理由があるかどうかを判断するために市町村長が必要と認めるときに、利用の目的を証する書類を求めらるものです(住民票省令第10条第1項後段)。</p> <p>【法務省】 戸籍謄本等の交付請求手続については、戸籍法、戸籍法施行規則及び通達によって、戸籍謄本等の交付請求書(以下「請求書」という。)の様式は通達によって定められており、各市町村において統一の取扱いがされています。また、戸籍謄本等については、戸籍に記載された個人情報保護を観点から、交付請求をする場合を制限し、現に請求の任に当たっている者の本人確認を厳格に行う制度とされています。</p> <p>このため、現に請求の任に当たっている者がどのような立場で交付請求するかによって、戸籍謄本等の交付を請求する権限を証する書面、請求に当たり明らかにすべき事項、請求書への押印について、違いが生じます。なお、第三者による戸籍謄本等の交付請求の場合には、戸籍謄本等の利用目的を明らかにして請求する必要がありますが、請求書の記載内容から、その目的が明らかにされていないと認めるときには、市区町村長は請求者に対し資料の提供等を含め、必要な説明を求めることができます。</p>	<p>【総務省】 住民基本台帳法第12条の3 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第10条</p> <p>【法務省】 戸籍法第10条の2、第10条の3、第10条の4 戸籍法施行規則第11条の2、第11条の3、第11条の4 平成20年4月7日民一第1000号通達 平成20年4月7日民一第1001号民事局長事務第一課長依命通知</p>	<p>【総務省】 現行制度下で対応可能</p> <p>【法務省】 事実確認</p>	<p>【総務省】 住民基本台帳事務については、住民基本台帳法等に基づき、自治事務として各自治体で運用されており、住民票の写しを必要とする正当な理由を確認するために必要な書類については、個別具体的な事案により異なるものであり、一律に統一することは困難であると考えます。</p> <p>【法務省】 制度の現状で記載したとおり、戸籍謄本等の交付請求手続については、戸籍法、戸籍法施行規則及び通達によって、請求書の様式は通達によって定められているため、戸籍謄本等の請求の任に当たっている者や請求書の記載内容により、請求書に押印する印及び請求に係る添付書類に違いが生じることがありますが、市区町村ごとに交付請求手続が相違するものではありません。</p>	△
290518002	29年5月18日	29年7月25日	29年8月15日	司法試験及び司法書士試験の合格者数調整の排除	<p>平成15年5月23日の衆議院法務委員会において、森山園務大臣は、司法試験の目的を次の通り述べている。 「司法試験は、…いわゆる法曹にならうとする者に必要な学識及びその应用能力を有するかどうかを判定することを目的としておりまして、その判定に当たりましては、知識を有するかどうかの判定に偏ることなく、理解力や判断力等の法曹が実務的な業務を行うに当たって必要な能力を有するかどうかを判定することに意を用いなければならないこととされておりまして、」 このように、試験は一定の能力の有無を判定することが、本来の目的である。しかし、資格者数の調整をして、競争原理を排除し、資格者の生活を安定させ、ひいては資格の魅力を高めようとする向きがある。このような合格者数の調整は、職業選択の自由を不当に制限するものであり、人権侵害ではないだろうか。ただし、OJTが必要であるとして、合格者を減らすべきという意見であれば一理ある。しかし、OJTが必要であれば、会計士補などのように、弁護士補という制度を設けるなどの努力をすることが先決であり、安易に合格率で一律に制限をすることは憲法上許されない。本来の試験の目的を、大幅に逸脱している行為である。たとえば、一例を挙げると、あるベテラン弁護士は、子どもに試験をさせなかった。この心理は、医者でも企業でも同じである。しかし、なかなか試験に合格しないう、今度は合格者を絞ろうというのである。これはあくまで一例であるが、このような恣意的な理由で、人権を制限して良いはずがない。つまり、能力がある者は、すべからず資格を付与して、業務の制限を排除しなければならないのが大原則なのである。司法書士試験においても、受験者数に関わらず、不自然に合格者が3%に固定されており、法務省の恣意的な合格者制限が伺える。</p> <p>結論としては、一定の点数を獲得したら、一律に合格できるようにして、業務の制限を排除するようにするべきである。</p>	個人	法務省	<p>【司法試験関係】 司法試験の合格者は、司法試験法第8条において、司法試験審査委員の合議による判定に基づき、司法試験委員会が決定することとされています。なお、親族に当該年の司法試験の受験を予定している者がいる場合には、司法試験審査委員には任命していません。</p> <p>【司法書士試験関係】 司法書士試験は、次に掲げる事項について筆記及び口述の方法により行います。ただし、口述試験は、筆記試験に合格した者について行うこととされています。 一 憲法、民法、商法及び刑法に関する知識 二 登記、供託及び訴訟に関する知識 三 その他司法書士法第3条第1項第1号から第5号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び能力</p>	<p>【司法試験関係】 司法試験法第8条</p> <p>【司法書士試験関係】 司法書士法第6条第2項</p>	<p>【司法試験】 その他</p> <p>【司法書士】 事実確認</p>	<p>【司法試験関係】 司法試験の合格者については、裁判官、検察官又は弁護士にならうとする者に必要な学識及びその应用能力を有するかどうかを判定するという観点から、司法試験審査委員の合議による判定に基づき、司法試験委員会において適正に決定されるものと承知しております。</p> <p>【司法書士試験関係】 司法書士試験においては、各年度ごとに一定の点数を獲得した者を合格としています。</p> <p>御提案の中で、法務省の恣意的な合格制限が伺える旨の記載がありますが、このような恣意的な合格制限は行っておりません。</p>	
290709002	29年7月9日	29年7月25日	29年8月15日	新聞社の株式市場	<p>新聞社の既得権益たらしめる最大の要因記者クラブ制度と並び株式会社にも関わらず市場原理に反している制度でありグローバル化の促進であり既得権益である。新規参入をも否定している閉鎖集団市場で競争させるべし。</p>	個人	法務省	<p>日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社の株式の譲渡の制限等に関する法律第1条は、株式の譲受人を、その株式会社の事業に関係のある者に限ることができることなどを規定しています。</p>	<p>日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社の株式の譲渡の制限等に関する法律第1条</p>	<p>事実確認</p>	<p>日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社の株式の譲渡の制限等に関する法律第1条に規定する事項を定款に定めるかどうかは、日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社の判断に委ねられており、同法律は、当該株式会社の株式の上場について、禁止するなどの制約を加えるものではありません。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290717001	29年7月17日	29年7月25日	29年8月15日	弁護士等による財産管理について	<p>弁護士が業務に関連して預託を受ける行為は、「委託者及び受益者の保護のため支障を生ずることがないと認められるもの」として、信託業に当たらないこととされ、同法の規制から除外されている。(信託業法第2条1項、信託業法信託業法施行令第1条の2)</p> <p>しかるに、相続事件や成年後見などで預かった財産の使い込みが後を絶たず、弁護士や司法書士による被害が、社会問題と化している実態がある。現況として、裁判所においては、成年後見人(弁護士に限らない。)による使い込み被害を防ぐために、『後見制度支援信託』という制度が活用されている。しかし、相続財産などのその他の財産管理に関しては、まだこのような制度は設けられていない。</p> <p>そもそも、多くの弁護士は個人事業主であり、銀行のような財産的な基盤を備えていない。他人の財産を管理するにあたり、被害から回復するための財産的な担保は、ほとんどないのがある。そのため、一定の財産的基盤を備えない場合は、弁護士であっても信託会社への信託を義務付けるなど、被害からの回復が担保できるように、信託業法施行令第1条の2を見直すべきである。</p> <p>なお、救済手段の一例としては、資金決済法によれば、1千万円超の前払決済金が発払として残る場合、その半額の供託を求めている。</p> <p>もちろん、法律事務を扱う専門職として、相続財産などの他人の財産を管理するのは、弁護士に限られないので、このような者(司法書士と行政書士)に対する規制のあり方についても、同様に検討をされたい。</p>	個人	金融庁 総務省 法務省	弁護士が行う弁護士業務に必要な費用に充てる目的で依頼者から金銭の預託を受ける行為等は、信託業から除外されています。	信託業法施行令第1条の2	対応不可	<p>弁護士と依頼者との間の委任契約に付随して弁護士が委任事務に必要な費用に充てる目的で金銭の預託を受ける場合その他の委任契約における委任者がその行う委任事務に必要な費用に充てる目的で委任者から金銭の預託を受ける場合に、時に予想せぬ形で信託が成立することがあり、このような場合についてまで信託業法を適用することになると、経済活動を阻害するおそれがあります。</p> <p>弁護士が行う業務については、その適切な遂行を図る観点から、弁護士法等により様々な行為規制が課されているほか、これらに違反した場合には弁護士会から懲戒処分を受ける可能性があります。また、司法書士は司法書士法において、行政書士は行政書士法において、行為規制及び懲戒制度が規定されています。</p> <p>こうした点を踏まえ、弁護士が弁護士業務に必要な費用に充てる目的で依頼者から金銭の預託を受ける行為等については、信託業法施行令第1条の2により信託業から除外されています。</p> <p>一方、弁護士等が、その業務に必要な費用として預託を受けた金銭を保全するために、当該金銭を信託会社に信託することは、現行制度においても可能です。</p>	
290722001	29年7月22日	29年8月24日	29年9月22日	住所変更登記と抵当権抹消登記の簡素化	<p>現在、不動産の所有者について、不動産登記を確認しても、行方が不明となっていることや、完済したローンの抵当権が残されたまま当事者が他界(銀行の場合は合併など)するなどの状況が存在し、土地利用が阻害されているとして問題となっている。</p> <p>規制改革会議における有識者の意見としても、「登記情報は実態と乖離しており、活用以前の問題だ」との指摘もあり、ニュースとして大きく取り上げられた。</p> <p>そこで、スムーズに申請人が登記できるように、土地利用の阻害原因を取り除くため、住所変更登記と抵当権抹消登記の簡素化を提案する。</p> <p>具体的な方法としては、住所変更登記の申請書について、役場における転居届と同様に、簡素な書式を法務局に設置し、ホームページからでも印刷できるようにすることである。</p> <p>たとえば、法務省の公開している書式によれば、「変更後の事項」の欄を設けて、「住所 東京都・区・番・号」と、新しい住所を記載する。その次に、「申請人」という欄を設けて、再び新しい住所を記載し、その下に記名押印する。このように、同じ住所を2回も書かなければならない。</p> <p>その上、「登記の目的」の欄には、「1番所有権登記名義人住所変更」と、登記簿謄本に記載された所有権欄の番号まで記載を求めると、これも謄本を確認する手間がかかる。所有者は登記簿の名前から自明であるのに、所有権欄の番号まで求めており、手続きが無駄に煩雑となっている。</p> <p>さらに、その次の行には、「原因」の欄を設けて、「平成・年・月・日住所移転」と書かなければいけない。先ほどの「住所変更」の下の行に、「住所移転」と書かなければいけないのである。一般人にとって、「住所変更」と「住所移転」を書き分けることなど理解できるはずがない。</p> <p>しかも、収入印紙を貼ったA4用紙を2枚目につけて縦じ、ページ間に契印を押さなければならぬのも、一般人には分かりにくい方法である。</p> <p>抵当権抹消も同様で、ローン完済後に、銀行から抹消の書類が届くが、申請書の書き方など、全くわからない仕組みになっており、弁済済みの抵当権が、いつまでも残っていて、土地利用を阻害することにもなっている。</p>	個人	法務省	登記の申請書には、不動産を識別するために必要な事項等、不動産登記令によって定められた情報を記載する必要がある。登記名義人の住所の変更の登記申請書及び抵当権の抹消の登記申請書については、申請人の氏名及び住所、登記の目的、登記原因及びその日付、変更後の登記名義人の住所(登記名義人の住所の変更の登記申請書のみ)等を記載する必要があります。また、申請人は、申請書が2枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならないとされています。抵当権の抹消の登記申請については、当該申請を初めて行う方でも容易に申請することができますよう、法務局のホームページに登記申請書の記載例等を掲示するほか、法務局における事前の登記相談も行っています。	不動産登記法第18条 不動産登記令第3条 不動産登記規則第46条	対応不可	<p>不動産登記制度は、国民の権利の保全を図り、もって不動産に関する取引の安全と円滑に資するため、不動産の表示及び不動産に関する権利を一定の公簿に公示する制度であることから、登記手続については、その正確性が強く求められるところ、不動産登記法に定められた登記申請書に記載すべき情報及び契印に関する取扱いについては、当該正確性を確保するために必要とされるものであることから、登記申請書の様式等の簡素化を図ることは困難であると考えます。</p> <p>なお、抵当権の抹消の登記申請や登記名義人の住所の変更の登記申請など、主要なものについては、制度の現状に記載のとおり、法務局のホームページで登記申請書の記載例を掲示したり、法務局における登記相談を受け付けたりしています。おいて、申請情報を所定のソフト(法務省のホームページから無償でダウンロード)に投入の上送信し、添付情報は登記所に郵送又は持参の方法により、申請することもできます(不動産登記令附則第5条)。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290725001	29年7月25日	29年8月24日	29年9月22日	コンビニエンスストアにおける外国人の就労	<p>フランチャイザー(本部)採用ではない、コンビニエンスストアにおける外国人の就労も、活動内容が在留資格「技術・人文知識・国際業務」に該当する場合は、当該在留資格の付与を認めていただきたい。</p> <p>平成29年4月、フランチャイザー(加盟店)であるコンビニエンスストア運営会社の内定を得て、名古屋入国管理局にて「留学」から「技術・人文知識・国際業務」の在留資格変更許可申請を行ったところ、平成29年7月、名古屋入国管理局にて、コンビニエンスストアにおける外国人の就労は、フランチャイザー(本部)採用でない限り、認めない運用であるので今回の変更許可申請を許可できないと説明された事案がありました。</p> <p>本来、フランチャイザー(本部)採用であれ、フランチャイザー(加盟店)採用であれ、活動実績が在留資格「技術・人文知識・国際業務」に該当するかが審査では重要であるのに、かりにフランチャイザー(本部)採用でないの一事をもって申請を許可できないとする運用は、入管法の立場から疑問があります。</p> <p>現在、コンビニエンスストアでは、営業(販売促進活動の企画等)、店舗運営(売上、発注、廃棄、在庫などの管理等)や人員管理(店舗スタッフのシフト管理、スタッフ教育等)を担える人員が不足しており、多くのフランチャイザー(加盟店)のオーナーがそれこそ不眠不休でなんとか店舗の維持を行っているのが実情です。コンビニエンスストアは我が国を生活を支える基業インフラの一つであり、大学等卒業した優秀な外国人が、コンビニエンスストアの営業等に従事することは、オーナーの負担を軽減し、コンビニエンスストアの経営の安定化、合理化を図る上で不可欠です。</p> <p>以上から、フランチャイザー(本部)採用ではない場合は、コンビニエンスストアにおける外国人の就労は、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の付与を認めないとする現在の運用の変更を求めます。</p>	個人	法務省	<p>〇いわゆるフランチャイザー(本部)採用であるか否かにかかわらず、コンビニエンスストアにおいて、いわゆる店舗業務に従事する外国人に対しては、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を原則として認めています。</p> <p>〇現在行おうとする活動が、「技術・人文知識・国際業務」に該当するものであるか否かは、在留期間中の活動を全体として捉えて判断することとなります。したがって、例えば、「技術・人文知識・国際業務」に該当すると認められる活動は、活動全体として見ればごく一部であり、その余の部分は「技術・人文知識・国際業務」に該当するとは認められない、いわゆる単純な業務に従事する場合には、「技術・人文知識・国際業務」に該当しないと判断されます。</p> <p>また、行おうとする活動が「技術・人文知識・国際業務」に該当しない業務が含まれる場合であっても、それが入社当初に行われる研修の一環であって、今後「技術・人文知識・国際業務」に該当する業務を行う上で必ず必要となるものであり、日本人についても入社当初は同様の研修に従事するといった場合には、「留学」から「技術・人文知識・国際業務」への在留資格変更許可申請等の際にも、あらかじめ具体的な研修計画等を提出することにより、認められる場合があります。この取扱いは、いわゆるフランチャイザー(本部)採用であるか否かにかかわらず同様です。</p>	出入国管理及び難民認定法	現行制度下で対応可能	ご指摘のあったケースのような申請については、個別具体的な事情を考慮した審査に努めます。	
290802001	29年8月2日	29年8月24日	29年9月22日	最長の在留期間を定める永住許可ガイドラインの改訂	<p>永住許可に関するガイドライン(平成29年4月26日改定)は、永住許可の条件として「現に有している在留資格について、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2に規定されている最長の在留期間をもって在留していること」を求めています(但し、当面、在留期間「3年」を有する場合は、「最長の在留期間をもって在留しているもの」として取り扱うこととするを認めています)。事業の性質によっては、最長の在留期間をもって在留していない場合も永住許可の対象にしていたたい。</p> <p>地方入国管理局の運用では、従来「3年」ないし「5年」の在留期間を付与されていた者であっても、在留資格を変更した場合には、「1年」の在留期間が付与されることが一般である。しかし、事業によっては、在留資格変更の前後で永住許可において考慮すべき活動実績に変化がないような場合もあり、このような場合は、本件の条件の合理性を見出すことができない。</p> <p>東京入国管理局で次のようなケースがあった。ある女性が夫と一緒に永住許可申請を行ったところ、申請中に起業したその女性のみ不許可になった。起業に伴い永住審査中に在留資格を「経営・管理」に変更し在留期間「1年間」が付与されたからである。それまでその女性には、夫の被扶養者として在留資格「家族滞在」(在留期間5年間)が付与されており、起業の前後で家族の実態には何ら変化はない。その後、その女性は夫が「永住者」になったので、在留資格を「永住者の配偶者等」に変更したが、ここでも在留期間1年間が付与され、1年後の更新でも再び在留期間1年間が付与された。ようやく次の更新時に在留期間3年間が付与されて、永住許可の条件を満たすこととなった。行政の公平のためには形式的な運用も必要だが、個別具体的な事情もある程度評価していただきたい。</p>	個人	法務省	<p>「現に有している在留資格について、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2に規定されている最長の在留期間をもって在留していること」は、永住許可の要件である「その者の永住が日本国の利益に合すると認められること(以下「審査要件」という。)」の重要な考慮要素の一つとして、永住許可に関するガイドラインにおいて公表しているところ。現在の取扱いにおいても、最長の在留期間をもって在留していない条件、ガイドラインに適合していない場合であっても、その者の永住許可の判断において、殊更に消極的に判断すべき事情とは認められない場合については、永住を許可する場合があります。</p> <p>また、配偶者又は親が永住許可相当と判断される場合の配偶者又は同一世帯に属する者などについては、特に配慮を要するものとして、申請人の在留状況、家族状況、我が国への貢献度等その他の要素を総合的に考慮し、審査要件に適合していると判断する場合があります。</p>	出入国管理及び難民認定法 永住許可に関するガイドライン	現行制度下で対応可能	ご指摘のあったケースのような申請については、個別具体的な事情を考慮した審査に努めます。	
290807001	29年8月7日	29年8月24日	29年9月22日	期間満了に伴う権利抹消登記の簡素化について	<p>不動産の買戻特約により生じた「買戻権」については、存続期間を定めて登記しているにも関わらず、所有権者としては、期間満了時の抹消登記には、買戻権者の印鑑証明書や権利証(登記識別情報)を添付して、所有者と共同で抹消登記を申請しなければならない。</p> <p>このとき、買戻権者が転居している場合には、住所を探し出して、抹消登記を依頼しなければならない。買戻権者が死亡しているときには、相続人を探し出して、相続人全員の印鑑証明書が必要になる。もし、相続人らの協力が得られない場合は、訴訟で勝訴しなければ、抹消登記はできない事となる。</p> <p>このような現象は、期間を定めて登記をする「地上権」についても同様であるが、あまりにも厳格な手続きを強いることにより、何れも不動産の開発や流通を阻害する原因になっている。</p> <p>ゆえに、期間満了による抹消については、法務局において経過の事実は顕著であるから、登記内容により期間満了日が確定的に明らかである場合においては、特段の事情がない限り、所有者の単独申請による抹消を認めるべきである。</p> <p>このほか、法務局において、訴訟を経由せずに抹消できる簡易な申立て制度についても、検討をされるべきである。</p>	個人	法務省	<p>買戻しの特約の登記の抹消を行う場合には、当該不動産の売主(買戻権者)が登記義務者、買主(所有者)が登記権利者となり、共同で登記の申請を行う必要があります。不動産登記法第60条、第62条、第63条、不動産登記令第16条</p>	不動産登記法第60条、第62条、第63条 不動産登記令第16条	対応不可	買戻期間の満了が登記記録上明らかであったとしても、買戻し特約の抹消の登記をすることにより不利益を受けることとなる買戻権者の申請意思を慎重に確認する必要がありますので、現状の不動産登記法令に定められた手続により、買戻しの特約の登記の抹消を行う必要があると考えます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項

○：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290813001	29年8月13日	29年8月24日	29年9月22日	電子公告の促進について	<p>現在、電子公告を定款に定めた会社は、官報や日刊新聞によらず、ホームページに掲載する方法により、決算公告などを行うことができる。これにより、官報掲載料などを削減できるとともに、インターネット上で無料で掲載されるため、取引先が容易に確認できる制度となっている。</p> <p>しかしながら、決算公告以外の合併公告などについては、法務省に登録した電子公告調査機関の調査を申し込み、およそ7万円を支払って、調査を受ける必要がある。</p> <p>また、決算公告についても、官報に掲載の場合は略式で掲載が認められる場合でも、ホームページの場合は省略が認められない部分があり、詳細まで公開したくない中小企業は、敢て電子公告の方法をためらう傾向にある。しかも、零細企業に至っては、このような手続きが煩雑であるため、9割以上のほとんどの会社が決算公告をしていない。</p> <p>そこで、次の方法を提案する。</p> <p>(1) 電子公告サイトを法務省が設けて、公告を低廉な費用(例えば1回1万円以下)で受け付ける。または、国税庁に届け出た決算書については、掲載費用を国税庁が徴収し、法務省の公告サイトに掲載する。そして、決算公告がなされていないときは、役員変更登記などの際に、公告すべきことを促し、過怠に対しては過料を実施する。</p> <p>(2) 官報掲載の場合において、決算公告の省略できる範囲については、電子公告においても省略できるようにする。もしくは、省略が望ましくない場合は、官報の場合においても省略を認めないようにし、手続きによる差異を生じさせない。</p> <p>(3) 電子公告調査機関制度を廃止すると同時に、法務省ホームページにおいて、公告不履行の通報サイトを開設する。</p> <p>このようにすることで、公告手続きのコストを大幅に削減できるとともに、公告をしない会社を減らすことができるとともに、市民は官報から探し出さなくても、無料でインターネット上から公告を確認することが容易にできるようになる。</p> <p>併せて、法人登記簿にも決算公告の事実や、決算公告の内容を登記できるようにするべきである。</p> <p>登記事項とすることで、取引先の決算状況を容易に確認できるとともに、金融機関の融資審査や、建設業などの許認可申請時にも公告未掲載が発覚することから、公告の実効性を高められるものとする。</p>	個人	法務省	株式会社は、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表等を公告しなければならぬものとされています(会社法第440条第1項)。	会社法第440条第1項及び第3項、第939条第1項、第941条並びに第976条第2号	対応不可	<p>株式会社については、貸借対照表等の公告が義務付けられているところ、公告の方法が官報に掲載する方法(会社法第939条第1項第1号)や時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法(同項第2号)の場合には、公告のスペースが減り、コストも低くなるため、公告の履行が期待されることから、貸借対照表等の要旨を公告することで足りるとされています。</p> <p>他方で、電子公告の方法(会社法第939条第1項第3号)や電磁的方法による開示(同法第440条第3項)の方法による場合には、公告のスペースの大小がコストにほとんど影響を及ぼさないことなどの観点から貸借対照表等の全文の掲載が求められています。</p> <p>そして、公告をすることを怠った取締役等に対しては、過料の制裁が定められています(会社法第976条第2号)。</p> <p>したがって、提案された制度を設ける必要性は乏しいものと考えます。</p> <p>なお、電子公告調査制度は、会社法第440条第1項の規定による公告を除き(同法第941条)、電子公告が適法に行われていないにもかかわらず、それを行ったとして手続が進められると多数の利害関係人に不測の不利益を生じさせることがあることから、第三者的な立場にある電子公告調査機関に調査を求めるものであり、当該制度を廃止することは困難であると考えます。</p>	
290913013	29年9月13日	29年10月3日	30年6月15日	海外発行カード対応ATMでの引出手数料に関する利息制限法等の緩和	<p>海外発行カード対応ATMでの引出手数料を柔軟に設定できるようにするため、海外カードによる取引について、利息制限法等で定めるATM利用料の上限の例外とする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>○「利息制限法施行令」および「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令」において、利息とみなされないATM利用料の上限は、1万円以下の額108円、1万円を超える額216円と定められている。</p> <p>○国内銀行のATMにおいて、海外発行のクレジットカードやキャッシュカードを利用する場合、国際カードブランドのATMネットワークや、当該ネットワークと自行のシステムを併用する国内クレジットカード会社への手数料が発生する。</p> <p>○これらの手数料は、上記のATM利用料の上限を上回る場合が多い。国内銀行の海外発行カードの引出手数料を、ATM利用料の上限の例外(対象外とする)もしくは別途上限を設けるとすれば、より柔軟な手数料設定が可能となり、海外発行カード対応ATMの増加、訪日外国人観光客の利便性向上に繋がる。</p> <p>○昨年度の要望に対し、金融庁および法務省は「検討する考えである」旨回答しており、早期に検討を進めてほしい。</p>	(一社)全国地方銀行協会	金融庁 法務省	出資法上の貸付け及び利息制限法上の営業的金銭消費貸借において、利息とみなされない現金自動支払機その他の機械の利用料の範囲は、現金自動支払機その他の機械を利用して受け取り、又は支払う金額が1万円以下の場合には108円、1万円を超える場合は216円までとされています。	利息制限法施行令第2条、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令第2条	その他	海外発行のクレジットカードやキャッシュカードを国内銀行のATMで利用する場合の手数料の扱いについては、実態を踏まえた上で、関係法令に関わる制度の趣旨等を勘案し、対応の要否について検討する考えです。	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
○：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
△：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290915002	29年9月15日	29年10月3日	29年10月20日	成年後見人制度の利用者本位への制度改正を即着手してください。	<p><緩和要望内容> 現在家庭裁判所が業務を担っている「成年後見人制度」を全面見直し、受託人が個人(実態は弁護士、司法書士といったサムライ業の方)に限定されており、これを自治体が指定する社会福祉法人が受託できるようにすること。 後見人及び後見監督人を任命する権限を、家裁判事に限らず、自治体の長にも付与し、家裁とは異なり、実務主体を社会福祉協議会が担えるよう改善すること。 (現在でも権利擁護の該当者に限らず自治体に対応しているが)家裁と並列する仕組みの許し、希望すれば国民のどなたでも無条件で利用できる。国民がどちらかを選べるような整備を(※3年後とは異なり)「速やかに着手して頂きたい」。 ※利用促進法参照 法整備に当たっては、後見人及び後見監督人の活動内容を外部機関が定期監査する等、工夫して現行よりも透明な仕組みに改めること。 万一、受託人において背信行為が生じた場合、法人として賠償の責に任じられる体制であることを明示すること。 緩和に伴うコスト増加分は、精密な制度設計のもとに、財源はすべて制度利用者たる受益者負担で賄うこと。 高齢者終活の一環として個人的には、成年後見人制度の活用を検討する、という課題がありますが、一言でいうとリスクが多過ぎて利用する気持ちになれません。何が問題かは、字数制限のある本稿で申し述べたより、貴職において、例えばWEBで「成年後見人制度の課題」との検索で、よく整理された問題点列挙の論文との出会いに事欠かないと思います。内閣府自身からも公開されており、更には国会から利用促進法を突き付けられているこの制度は、利用者も無視した、政府製造の欠陥サービスで弊害は評価しております。 私はこの提案に先立って、居住地の市長宛、市の提案制度を利用して同趣旨を提案した処、7日後に文書で寄せられた回答は、社会福祉協議会へ提案して欲しい係が違いますの意とのことでしたので、同じ提案書を社会福祉協議会へ再提出しましたが、社協からは未だ回答に接しておりません。</p>	個人	法務省	<p>成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分であるため、契約等の法律行為における意思決定が困難な方について、成年後見人等がその判断能力を補い、本人の権利を擁護する制度です。 現行法上、一定の欠格事由(民法第847条)が定められているほかには成年後見人に資格制限はなく、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮して、家庭裁判所が個々のことに適任と認める者を成年後見人に選任することとされています(民法第843条第1項、第4項)。 そして、現行法上、成年後見人の不正行為を防止するため、家庭裁判所が成年後見人を直接監督することとされています(民法第863条)。また、家庭裁判所は、必要と認めるときは、成年後見人の事務を監督させるため、成年後見監督人を選任することができ(民法第849条、851条)、成年後見監督人も、成年後見人を監督することとされています(民法第863条第1項)。 また、現行法上、成年後見人は、後見に関する事務を遂行するにあたって、善管注意義務を負っており(民法第869条、第844条)、この注意義務に反して成年後見人が成年被後見人に損害を与えた場合、損害賠償責任を負います。</p>	民法第7条～第9条、第843条第1項、第4項、847条、849条、851条、863条第1項、民法第869条、第844条	【社会福祉法人の成年後見人選任について】 左記のとおり、現行法上、一定の欠格事由が定められているほかには成年後見人に資格制限はなく、社会福祉法人等の法人も成年後見人に選任されることは可能です。事実誤認 【成年後見人等の選任主体について】 成年後見人等の選任主体については、本人の権利に大きな制限を課すとともに、選任された成年後見人には包括代理権という大きな権限が認められることとなるなど、本人にとって重大な結果をもたらすものであるため、制度の利用開始や成年後見人の選任等は家庭裁判所の審判による関与が不可欠です。 【成年後見人等に対する監督について】 左記のとおり、現行法上、成年後見人については、中立公平な第三者機関である家庭裁判所が直接監督することとなっております。また、家庭裁判所は、必要と認めるときは、成年後見人の事務を監督させるため、成年後見監督人を選任することができます。成年後見監督人も、成年後見人を監督することとなるため、現行法においても成年後見人を監督する仕組みが規定されています。また、家庭裁判所の運用においても、定期的な監督がされています。 【成年後見人等の損害賠償責任について】 左記のとおり、現行法上、成年後見人は、後見に関する事務を遂行するにあたって、損害賠償責任を負っており、この注意義務に反して成年後見人が成年被後見人に損害を与えた場合、損害賠償責任を負うものとして、これは成年後見人が個人である場合であっても、法人である場合であっても同じです。		
290919002	29年9月19日	29年10月3日	29年10月20日	権利証への有効性確認番号の附記および登記済証の登記識別情報との差し替え	<p>登記識別情報(権利証)には、目隠しをした英数字が記載されており、その番号が権利証としての機能を有している。 この登記識別情報は、取引に際して、事前にインターネットで有効性確認をすることができる。 ところが、代金の振り込みをするにあたり、買主が事前確認を求めても、振り込み前に売主が開示することは、セキュリティ上の危険があるため、開示に応じることがほとんどない。 なぜならば、目隠しシールをはがして開示することは、権利証の原本を引き渡したに等しいためである。 そうすると、売買登記の前の手付金の支払いに際しては、まったく権利証の有効性確認がなされないままに、危険な状態で、取引が進められることになる。 そこで、権利証に有効性確認番号を附記し、目隠しをばがなくても、その番号を以て、権利証の有効性が確認できるようにするべきである。 さらに、登記識別情報の制度が始まる前には、登記済証が権利証として機能しており、現在においても登記済証を権利証としている不動産は相当数にのぼる。 しかし、この紐ベースの登記済証については、事前に有効性確認をする方法が設けられておらず、取引の安全が確保されていない。 そこで、この紐ベースの登記済証については、取引の安全を確保するため、法務局に原本が持ち込まれた場合は、法務局で本人確認を厳格にした上で、有効性確認番号を附記するか、新たに登記識別情報と差し替えてもらえるサービスを行うべきである。</p>	個人	法務省	<p>(権利証への有効性確認番号の附記) 登記識別情報の有効性をオンラインにより確認するためのサービス(登記識別情報通知・未失効照会サービス)を平成27年11月2日から提供しているところ、本サービスを利用するに当たって必要となる情報は、①照会者の氏名又は名称、②照会者が法人であるときには、その代表者の氏名、③当該登記に関する次に掲げる事項(不動産所在事項又は不動産番号、登記の目的、申請の受付年月日及び受付番号、申元又は②反の別)であって、登記識別情報を提供することなく、当該登記識別情報が失効していないこと又は通知されていないことを確認することができます。 (登記済証の登記識別情報との差し替え) 登記済証について、その有効性を確認するといった制度はありません。 また、登記を申請することなく(新たに登記を申請したことを証する書面又は当該株式の全部について、登記識別情報の通知を受けること)登記も義務となること。登記済証に代えて、登記識別情報の通知を受けること)登記も義務となること。</p>	—	<p>【権利証への有効性確認番号の附記】 制度の現状に記載のとおり、登記識別情報を提供することなく、当該登記識別情報が失効していないこと又は通知されていないことを確認することができます(事実誤認)。 【登記済証の登記識別情報との差し替え】 登記済証については、失効の手続がない等の理由から、その有効性に疑義が生じる場合は想定されないことから、有効性を確認するといった制度を設ける必要はないと考えます(対応不可)。 また、登記済証の代わりに、登記識別情報を通知する制度についても、現状、登記識別情報ではないことを原因として、取引の安全が確保されるといった事実はないものと認識しているため、同制度を設ける必要はないと考えます(対応不可)。</p>		
290921001	29年9月21日	29年10月19日	30年3月9日	株券提出公告の省略	<p>100%子会社が、親会社と合併して消滅する場合であっても、子会社が株券発行会社である場合、株券提出公告をしなければならぬ。(会社法219条。ただし、例外的に、株券発行会社であっても、現実に株券を発行していないときは、公告を省略することが認められている。) ところが、親会社が100%株主であるなど、株主の全員が、公告をするまでもなく通知を受けたと証明できる場合も、公告の省略は認められていない。 そのため、公告のための費用(3万円以上)と期間(申込みから掲載までおよそ2週間、掲載から1ヶ月の待機期間。)を要することになる。 実務的には、株券返却とともに株券不所持の申し出を株主全員にさせて、株券全部を発行しなかったとす証明書を作成し、登記に添付することが一般的となっている。(これが最もコストが掛からないが、手続的には適切でない。) このように、実務的には迂回する方法が採られているが、適切でない証明書を発行することになるため、法務局の運用で公告の省略を認めるべきである。 具体的には、法の目的からして、明らかに不要となる公告である場合は、柔軟に運用面で省略できるものとして、登記に添付する書類についても、上申書などの添付により、公告を省略できるようにするべきである。</p>	個人	法務省	<p>株券発行会社は、合併(合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。)する場合には、合併の効力発生の1か月前までに株券提供公告し、かつ、当該株式の株主及びその登録株式買権者には、格別これを通知しなければならないとされている。ただし、当該株式の全てについて株券を発行していない場合は、この限りではないとされている(会社法第219条第1項第6号)。 合併の登記の申請書には、吸収合併消滅会社が株券発行会社であるときは、会社法第219条第1項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面を添付しなければならないとされている(商業登記法第80条第9号)。</p>	会社法第219条第1項第6号、商業登記法第80条第9号	<p>吸収合併消滅会社が存続会社の100%子会社である場合であっても、株券提供公告及び通知の手続を要するものとされています。これは、株主名簿に記載されていない株券保有者(暗黙買権者)が存在する可能性があるからです。ただし、株主名簿に株券不所持の旨が記載されている場合は不要であり、この場合の吸収合併による変更の登記の申請書には、当該株主名簿を添付することとなります。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290925025	29年9月25日	29年11月6日	29年12月15日	債権譲渡担保、もしくは債権譲渡(流動化)による資金調達への促進に向けた規制改革(債権法改正関連)	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・改正民法では、債権譲渡禁止(制限)特約が付されたも債権譲渡自体は有効とされたが、譲渡禁止(制限)特約付債権の譲渡が当事者間の契約違反と評価されて契約が解除・更新見送りされるおそれが残っているほか、譲渡担保権者、譲渡人もしくはアレンジヤーたる金融機関としても契約違反の惹起についてのコンプライアンス上の懸念がある。 このままでは、債権譲渡による資金調達の活性化(とりわけ中小企業の資金調達の可能性拡充)を旨とした法改正の趣旨が没却されかねない。</p> <p>【具体的要望内容】 ・金融機関の監督指針の改訂などにより、譲渡禁止(制限)特約が付された債権について譲渡担保の設定を受けること、債権を譲り受けること、もしくはそれらをアレンジすることが金融機関にとってコンプライアンス上の問題としないことを明らかにしていただきたい。また、譲渡禁止(制限)特約付債権の担保評価を高めることを可能とするため、金融検査マニュアルの改訂などにより、特約が付していることだけで一般担保としての評価ができなくなるようにしていただきたい。 ・譲渡禁止(制限)特約が付された債権譲渡が契約の解除事由や更新見送り事由とならない旨の告知・指導による合理的な商慣習の形成。各業界(建設業界や小売業界など)におけるB to B取引の標準契約書・約款の改定促進。中小企業の資金調達保護政策上の対策(優越的地位の濫用)に関するガイドラインや下請法の改正などを含む)などにより、譲渡禁止(制限)特約が付された債権を譲渡することに関する懸念を解消していただきたい。</p> <p>【要望理由】 ・債権を担保とした中小企業等の資金調達促進のため、上記を明確化すべく、要望するもの。</p> <p>同(2)では、親事業者は、下請事業者から、売掛債権等の譲渡又は担保提供のために、基本契約等において締結された債権譲渡禁止特約の解除の申出があった場合には、申出を十分尊重して対応するとともに、不当に不利な取扱いをしてはならないものとされています。</p> <p>同(3)では、親事業者は、禁止特約を解除していない場合であっても、下請事業者からの要請に応じ、債権の譲渡の承諾に適切に努めるものとされています。</p> <p>【国土交通省】 標準請負契約約款は、請負契約の片務性の是正と契約関係の明確化・適正化のため、当該請負契約における当事者間の具体的な権利義務関係の内容を律するものとして、中央建設業審議会が公正な立場から作成し、当事者にその実施を勧告するものです。 現在、公共工事標準請負契約約款、民間建設工事標準請負契約約款(甲)及び(乙)、並びに建設工事標準下請契約約款のついでに作成され、これに加え、各民間団体においても工事請負契約に係る約款が作成され、活用されています。</p>	<p>【公正取引委員会】 公正取引委員会は、優越的地位の濫用に係る法適用の透明性、事業者の予見可能性を向上させる観点から、独占禁止法第2条第9項第5号に該当する優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方を明確化するための、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を策定しています。 また、下請法は、経済的に優越した地位にある親事業者が下請代金の支払を遅延するなどの行為を迅速かつ効果的に規制することにより、下請取引の公正化を図るとともに下請事業者の利益を保護する目的で、独占禁止法の不正な取引法の規制の補完法として制定されています。</p> <p>【金融庁】 現行の民法において、譲渡禁止(制限)特約付の債権について譲渡を行った場合、原則として、債権譲渡の効力は無効とされています(民法第466条第2項)。他方で、2020年中に施行予定の改正民法においては、譲渡禁止(制限)特約付の債権譲渡が有効とされています(改正民法第466条第2項)。債務者は、当該特約につき悪意・重大過失の譲渡人に対して履行を拒絶し、譲渡人に対して有効に弁済することができる旨が規定されています(同条第3項)。</p> <p>なお、金融庁の現行の「金融検査マニュアル」においては、「債権担保は、確実な回収のために、適切な債権管理が確保されているもの」が自己査定における一般担保に該当すると規定されています(自己査定(別表1)1. (4)②)。 また、現行の「金融検査マニュアル」に関するよくあるご質問(FAQ)別編(ABL編)」においては、現行の民法の規定を前提として、売掛金を担保とするに当たっての前提条件として、「譲渡禁止特約が付されていないこと」が規定されています(1. (3)②)。</p> <p>【法務省】 民法の一部を改正する法律(平成28年法律第44号)による改正後の民法においては、譲渡制限特約が付された債権の譲渡を有効とされていますが、併せて、債務者は基本的に譲渡人(元の債権者)に対する弁済等をすれば免責されるとするなど、弁済の相手方を固定することへの債務者の期待は必要限度で保護されています。そのため、譲渡制限特約が弁済の相手方を固定する目的でされたときは、債権譲渡は必ずしも特約の趣旨に反しないといえることができ、そもそも契約違反(債務不履行)にならないといえます。また、債務者にとって譲渡がされても特段の不利益はないため、債務者において契約の解除を行うことは極めて合理性に乏しく、権利濫用等に当たり得ます。</p> <p>【経済産業省】 下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準第8.7.(1)においては、下請事業者にとって、債権譲渡禁止特約は金融機関への担保提供や債権譲渡による資金調達の妨げとなることから、下請事業者の円滑な資金調達を推進するため、親事業者は、下請事業者との間の契約締結の際に譲渡禁止特約を締結する場合であっても、金融機関等に対しては、譲渡又は担保提供を禁じない内容とするよう努めるものとされています。</p> <p>【国土交通省】 建設業法第34条第2項</p>	<p>【公正取引委員会】 独占禁止法第2条第9項第5号(優越的地位の濫用)、下請法</p> <p>【金融庁】 民法466条、金融検査マニュアル218頁、「自己査定(別表1)」、債権の分類方法(4)担保による調整②下対応一般担保」、金融検査マニュアルに関するよくあるご質問(FAQ)別編「ABL編」など</p> <p>【法務省】 民法第466条</p> <p>【経済産業省】 下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準第8.7.(1)、(2)及び(3)</p> <p>【国土交通省】 建設業法第34条第2項</p>	<p>【公正取引委員会】 対応不可</p> <p>【金融庁】 対応不可</p> <p>【法務省】 その他</p> <p>【経済産業省】 現行制度下で対応可能</p> <p>【国土交通省】 その他</p>	<p>【公正取引委員会】 優越的地位の濫用行為は、公正な競争を阻害するおそれがあることから独占禁止法により規制されています。どのような場合に公正な競争を阻害するおそれがあるか認められるのかについては、問題となる不当な不利益の程度、行為の広がり等を考慮して、個別の事案ごとに判断することになります。御提案において、どのような不当な不利益が発生するかは説明されておらず、そのような不利益があることは認識していないので「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を改正することは不可です。 また、下請法についても、同様と考えており、対応不可です。</p> <p>【金融庁】 要望内容のうち、コンプライアンス上の懸念については、改正民法の解釈の明確化やその周知、整理がなされたうえで、適切に商慣習が形成されることが重要であり、民法上の商慣習に関して、金融庁の監督指針において指針を講ずることは困難であると考えます。 また、担保評価は実質的な経済価値に基づくべきものであって、形式的に判断するものではなく、総合的に判断すべきものと考えています。なお、譲渡禁止(制限)特約付債権担保に関する記述に限らず、検査マニュアル全般について形式ではなく実質を見て判断するという観点で明確化するため、金融検査マニュアルの抜本的な見直しを検討しています。</p> <p>【法務省】 改正法の下で、譲渡制限特約が付された債権を譲渡したとしても、債権譲渡は必ずしも特約の趣旨に反しないといえることができ、そもそも契約違反(債務不履行)にならないと言え得ることや、債務者にとって特段の不利益はないため、債務者において契約の解除を行うことは極めて合理性に乏しく、権利濫用等に当たり得ることなど、改正後の民法の規定の趣旨や解釈については、改正法の施行までの間、引き続き、幅広く周知を行っています。</p> <p>【経済産業省】 中小企業庁では、中小企業の資金調達の円滑化において、債権譲渡禁止特約の存在が課題であると認識しており、平成28年12月、下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準を左記のとおり改正し、中小企業が金融機関に対し、売掛債権を譲渡・担保提供することが親事業者に認められるよう促進しています。また、(3)において、譲渡禁止(制限)特約が付された債権の譲渡についても承諾に努めるよう規定しています。なお、制度の改正から1年経っていないことから、当分の間は、これら現行制度の周知・徹底にて、譲渡禁止(制限)特約が付された債権の譲渡が契約の解除事由や更新見送り事由とならないような合理的な商慣習が形成されるよう努めます。</p> <p>【国土交通省】 標準請負契約約款については、中央建設業審議会が公正な立場から審議を行った上で作成するものであり、ご提案のあった債権譲渡を含め今後の改正民法を踏まえた対応については、今後中央建設業審議会において必要な検討が行われることとなります。</p>	◎		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
29025038	29年9月25日	29年10月19日	30年3月30日	貸金業法の規制緩和による特定融資枠契約締結の許容・円滑化	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <p>・特定融資枠契約に関する法律(以下「特定融資枠法」)第2条に定める手数料は、同法第3条により利息制限法第3条及び第6条並びに出資の受入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律(以下「出資法」)第5条の4第4項の適用が除外される(「みなし利息等」に含まれない)。</p> <p>一方、特定融資枠契約上の貸主が貸金業法第2条第2項に定める貸金業者「以下「貸金業者」とある場合は、貸金業法第12条の8第2項の規定により当該手数料がみなし利息に含められ、利息制限法第1条に定める利息制限の適用を受けることとされている。</p> <p>【具体的要望内容】</p> <p>・特定融資枠契約に基づき貸金業者が受領する同法第2条に定める手数料(コミットメントフィー等)のうち、銀行等が組成するシンジケートの貸出人として配分を受けるものについては、貸金業法第12条の8第1項の適用にあたって、利息制限法第1条に規定する利息上限の計算の基礎を、元本ではなく特定融資枠契約に基づく極度額としていただきたい。</p> <p>【要望理由】</p> <p>・現在、企業の短期資金調達手段又は流動性確保手段として広くコミットメントライン及び長期資金調達手段としてのコミットメントローン(コミットメントラインと異なりリボルビングせず、又、長期資金の借入が可能でコミット期間付の証券貨付)という手法が認知されているところ、かかる書及には特定融資枠法の等号するところが大きい。顧客と締結したコミットメントライン契約又はコミットメントローン契約が同法に定める特定融資枠契約に該当するものである場合、当該契約に基づき受領する手数料(以下、「コミットメントフィー等」)は、同法第3条により利息制限法及び出資法に基づく上限金利規制の適用対象外とされるためである。</p> <p>しかし、改正後の貸金業法に利息制限法及び出資法とは別の新たな上限金利規制が規定され(同法第12条の8第1項)、平成22年6月に同法が完全施行された。特定融資枠法第3条ではコミットメントフィー等が貸金業法第12条の8第2項に定めるみなし利息に含まれることを阻害していたため、貸金業者については、顧客と締結したコミットメントライン契約又はコミットメントローン契約が特定融資枠法に定める特定融資枠契約に該当する場合でも、受領するコミットメントフィー等は貸金業法上の上限金利規制が適用されることになっている。</p> <p>シンジケート・マーケットでは、銀行等の金融機関のほか、貸金業者(リース会社、証券会社等)も重要な投資家の一部を形成しているが、上記事情から貸金業者のみコミットメントフィー等を受領できない懸念があり、シンジケート方式のコミットメントライン取引又はコミットメントローン取引への参加を躊躇する、見送らざるを得なくなることが発生している。また、借主は投資家層が狭まることで市場での調達余力を削がれることにもつながっている。</p> <p>貸金業法第12条の8第2項は、「貸金業者が利息以外の名目により高金利を收受すること」を防止する趣旨であるところ、貸金業者が銀行等の組成するシンジケートの貸出人としてコミットメントフィー等を受領する場合には銀行等によって貸出条件に一定の規律付けが行われていることから、当該場合に限定すれば、利息制限法第1条を潜脱する目的で適用されるおそれはいささか小さいと考えられる。</p> <p>また、特定融資枠契約では、借主は一方向的な意思表示により極度額の範囲で自由に借入が可能であるところ、借主側の作為で極度額まで借入を行わず、結果として元本に対する実効利率が上限金利を超えた場合でも、貸主側の作為性を前提とする潜脱防止措置を適用する必要はなく、特定融資枠契約に関しては、利息制限法第1条を元本ではなく極度額に対して適用すればその趣旨は十分果たされると考えられる。こうした枠組みは、コミットメントフィーが当該極度額を許容する(すなわち極度額が元本として引き出される可能性に対する)対価であることも整合的と考えられる。</p> <p>以上を勘案すると、貸金業者が受領するコミットメントフィー等のうち、銀行等が組成するシンジケートの貸出人として配分を受けるものについては、貸金業法第12条の8第1項の適用にあたって、利息制限法第1条に規定する利息上限の計算の基礎を、元本ではなく特定融資枠契約に基づく極度額として頂きたい。</p>	都銀懇話会	金融庁 法務省	貸金業者は、利息制限法第1条に規定する金額を超える利息(みなし利息を含む。)の契約を締結してはならないとされており、貸金業者が受領する特定融資枠契約に関する法律第2条に規定する手数料は、貸金業法第12条の8第2項に規定するみなし利息に該当します。	貸金業法第12条の8・特定融資枠契約に関する法律第3条	対応不可	貸金業法第12条の8第2項は、貸金業者が利息以外の様々な名目で金銭を收受し、上限金利規制の潜脱を図ることを防止することを目的としたものであり、その趣旨・目的に鑑み、特定融資枠契約に基づき貸金業者が受領する手数料のうち、銀行等が組成するシンジケートの貸主として配分を受けるものについて、利息制限法第1条に規定する利息上限の計算の基礎を、元本ではなく特定融資枠契約に基づく極度額とすることは困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290925039	29年9月25日	29年10月19日	30年6月15日	「特定融資特約契約に関する法律」が対象とする融資特約契約の範囲等の弾力化	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・特定融資特約契約に関する法律の適用対象(以下、適格借入人)は借り手の属性により限定されている。 ・特定融資特約契約に関する法律に基づき、出資法等の適用除外となる手数料は、コメントライン契約に係る手数料とされている(当該契約の変更等に係る手数料を含むかが不明確)。</p> <p>【具体的要望内容】 ・借手の属性に関らず、借手保護の必要性がないことが融資契約上明らかな場合について、本法の対象とする。それが困難な場合は、少なくとも、借手属性要件を満たさない特定融資特約契約については、利息制限法第1条の適用にあたって、利息上限の計算の基礎を元本ではなく極度額に変更。 ・本法の適用対象の手数料が、当該特定融資特約契約に係る変更手数料等を含むことが明確になるよう措置。</p> <p>【要望理由】 ・コメントライン契約は、借主の機動的な資金調達を可能とする有用な手段であるところ、借手保護の観点から、適格借入人は、一定の契約交渉力を有する大企業等や一定のSPCに限定されている。 ・その趣旨に鑑みれば、例えば、近年ニーズが拡大しているコンストラクション・ローン(開発・建設型ファイナンス)のように、引き出しの予定時期及び金額を予め示して一定金額までの融資を約する契約などは、顧客の依頼に基づく契約であることが明らかであるため、圧力販売等の懸念がない。このように、借手保護の必要性がないことが明らかなものについては、借手の属性に係らず本法の対象とすることが適当である。 ・また、借手属性要件を満たさない特定融資特約契約は、現行法上、利息制限法の対象となるが、借主は一方的な意思表示により極度額の範囲で自由に借入が可能であるところ、借主側の作為で極度額まで借入を行わず、結果として元本に対する実効利率が上限金利を超えた場合まで、貸主側の作為性を前提とする潜脱防止措置を適用する必要はなく、特定融資特約契約に関しては、利息制限法第1条を元本ではなく極度額に対して適用すればその趣旨は十分果たされると考える。したがって、上記措置が困難な場合には、少なくとも、借手属性要件を満たさない特定融資特約契約については、利息制限法第1条の適用にあたって、利息上限の計算の基礎を元本ではなく極度額に変更して頂きたい。こうした特種みは、コメントラインが当該極度額を許容する(すなわち極度額が元本として引き出される可能性に対する)対価であることも整合的と考えられる。 ・また、手数料に係る第3条の文言では、本法の対象がコメントライン手数料に限定されると解釈されるところ、契約変更手数料等についても、権利付与の対価である点は同様であることから、この点を明確化する必要がある。</p>	都銀懇話会	金融庁 法務省	特定融資特約契約に関する法律において借主の対象範囲は大会社、資本金が3億円を超える株式会社、純資産額10億円を超える株式会社、資産の流動化に便される合同会社等である場合に限定されています。	特定融資特約契約に関する法律第2条、第3条	対応不可	<p>特定融資特約契約に関する法律の対象範囲については、平成23年の同法改正により、純資産額10億円超の株式会社や資産の流動化のために使われる合同会社等にまで拡大しており、更なる見直しには当該改正の効果を踏まえる必要があります。</p> <p>特定融資特約契約に関する法律の借主の対象範囲を拡大することや借り手の属性要件を満たさない特定融資特約契約の利息計算の基礎を元本ではなく極度額とすることは、貸主との関係において弱い立場にある企業が過度の負担を強いられる可能性があり、こうしたことを事後チェックにより防止することは難しいことから、直ちに措置することは困難です。</p> <p>なお、特定融資特約契約に係る契約変更手数料が、特定融資特約契約に関する法律の適用対象となるか否かについて、当該手数料の性質を勘案の上、個別に検討されるものであり、一律に同法の適用対象とすることは困難です。</p>	
290925061	29年9月25日	29年10月19日	29年11月30日	債権回収会社の社名表記規制の緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・債権管理回収業に関する特別措置法(以下「サービサー法」)第13条第1項において、「債権回収会社は、その商号中に債権回収という文字を用いなければならない。」と定められている。</p> <p>【具体的要望内容】 ・一定要件を満たす債権回収会社については、商号中に債権回収という文字を用いることを必須としない措置を要望する。</p> <p>【要望理由】 ・本法の立法趣旨は、「不良債権の処理等を促進するため、弁護士法の特例として、債権管理回収業を法務大臣による許可制をとることによって民間業者に解禁する一方、許可に当たり、暴力団等反社会的勢力的の参入を排除するための仕組みを講じるとともに、許可業者に対して必要な規制・監督を加え、債権回収過程の適正を確保しようとするもの」とされる。 ・立法当時の金融規制においては、「不良債権処理」に射程があったが、昨今においては、金融円滑化への取り組み等も含め、正常債権の段階から不良債権処理まで、債権回収会社が一貫して受託する形態にも合理性が認められる。 ・しかしながら、現行法制下での顧客側の受け止めとして、正常債権の段階において、「債権回収」を称する会社と接触することへの抵抗感・不信感を抱くケースが少なからず認められ、潜在的トラブルリスクを内包していると言える。 ・従って、例えば、適切な外部委託管理態勢の構築された金融機関等から委託された債権回収のみを受託業務とする債権回収会社等、債務者保護のための一定要件を充足する債権回収会社においては、例外的に「債権回収」の文字の使用を要しないこととする措置が、本邦金融取引の健全な発展に資するものと考えられる。</p>	都銀懇話会	法務省	債権回収会社は、その商号中に、「債権回収」という文字を用いなければならない旨が規定されています。	債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第13条第1項	対応不可	<p>サービサーの商号中に債権回収という文字を用いなければならないとするサービサー法第13条第1項の趣旨は、弁護士法の特例(サービサー法第1条)として特定金融債権の管理回収を行うことを認められた許可業者とそうでないものの識別を容易にし、国民が不満の損害を被ることを防止するため、サービサー法に基づき債権回収業の許可を受けた者であることを商号上明白にすることにあります。たとえ適切な外部委託管理態勢の構築された金融機関等から委託された債権回収のみを受託業務とする債権回収会社等であっても、この趣旨は妥当なことから、債権回収の文字の使用を要しないことについては、極めて慎重な検討が必要です。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290926005	29年9月26日	29年10月19日	30年3月9日	戸籍謄抄本等を本籍地以外でも取得可能な制度改正・設計について	現在は、戸籍に関する謄抄本(戸籍、除籍、原戸籍、戸籍の附票などの謄抄本)は戸籍を編纂する本籍地でしか取得できません。戸籍の多くが電子化されていると思われま。ネットワークは全市町村、あるいは全世界がっているのですから、電子データとなった戸籍等を謄抄本としてこの役場でも、あるいは海外のどの日本大使館、領事館でも取得できる制度改正・設計が望まれます。 総務省行政評価局が平成29年3月に公表した「申請手続等の見直しに関する調査―戸籍謄本等の提出が必要とされる手続を中心として―」という報告書の中には多くの手続に戸籍謄本等の提出が必要となっている現状が記されています。ところが、生まれ育った本籍地を後にして、都会で生活する人々あるいは海外に赴任する人々にとって、戸籍を取ることは大変な作業です。また、現在大きな社会問題となっている「所有者不明土地」問題の要因である相続手続の完了にしても、多くの戸籍謄本を収集しなければならないのに対して、本籍地がバラバラと多額の経費(郵送費など)を費やし、それにもまして大変な労力を要することが定額となっていることば否めません。 韓国等の新しい戸籍謄抄本制度である家族関係登録事項証明書は完全ネットワーク化され、日本国内からも証明書が取得できる領事館があるようです。本籍という概念を廃したことで可能となった側面もありますが、様式やシステムを統一化し、ネットワークで繋がれば、日本でも可能だと思います。 本気で所有者不明土地問題を解決あるいは予防するのであれば、あらゆる可能性を根拠とし、ドラスティックに現状を変えることも必要ではないでしょうか。	日本行政書士会連合会	法務省	市区町村長が戸籍事務を管掌するとされ(戸籍法第1条第1項、第4条)、市区町村長は、自市区町村の区域内に本籍が定められた戸籍に関する事務を行います。そのため、戸籍謄本等の交付事務は、本籍地の市区町村長が行っています。	戸籍法第1条第1項、第4条	対応不可	戸籍事務は、市区町村長が管掌することとされ(戸籍法第1条第1項、第4条)、管掌する戸籍事務の範囲は、自市区町村の区域内に本籍が定められた戸籍です。そのため、審査をはじめとする戸籍謄本等の交付に係る一連の事務が本籍地市区町村の戸籍事務従事職員において実施されなければなりません。これは、電子情報処理組織によって調製された戸籍も同様です。そのため、電子データとなった戸籍等を謄抄本としてどこ役場でも、あるいは海外のどの日本大使館、領事館でも取得できる制度を構築することは不可能です。	△
290926007	29年9月26日	29年10月19日	30年3月9日	在留資格認定証明書不交付理由の説明について	在留資格認定証明書不交付理由の説明について、申請を受理した地方入国管理局の出張所でも受けられるように改善すべきと考えます。 在留資格認定証明書不交付の場合、処分理由及びその根拠となる事実を通知書に記載する取り扱いとされています。 そのことについて「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)に基づき法務省入国管理局から地方入国管理局(支局/空港支局を除く)へ「具体的なかつ適正な記載」を徹底する旨の通知(平成18年5月8日事務連絡)がなされていますが、具体的な理由の記述がなされているとはいえません。 申請人またはその代理人が不交付の具体的な判断理由を知るには入国管理局へ出頭して訊ねるしかありません。 在留資格認定証明書交付申請は各地方入国管理局の出張所でも受理されますが、証明書不交付理由の説明は地方入国管理局(本局)のみで行われています。地方に住む者が説明を求めするために本局へ出向くのは負担であり、申請書を受理した出張所でも行われるように改善すべきです。	日本行政書士会連合会	法務省	在留資格認定証明書の不交付理由説明は、原則として、在留資格認定証明書の審査を行った官署において行っている。 各地方入国管理局の出張所では在留資格認定証明書の審査を行うか否かについては、地方入国管理局長が決定することとなり、地方入国管理局長は、管下の出張所の人員・体制等を考慮した上で、在留資格認定証明書の審査を行う出張所を決定する。このような背景から、地方入国管理局によって、在留資格認定証明書の不交付理由説明を行える出張所と行えない出張所が存在する。 なお、在留資格認定証明書交付申請を不交付とするときは、在留資格認定証明書不交付通知書において不交付理由及び適合しない要件を記載することとなっている。不交付理由の記載については、根拠となる事実を具体的に記載することとしており、根拠となる事実が複数ある場合には、判明している事実をすべて記載することとしている。	出入国管理及び難民認定法第7条の2、出入国管理及び難民認定法施行規則第6条の2	現行制度下で対応可能	出張所は地方入国管理局(本局)と比べて小規模であり、人員・体制等の事情から、在留資格認定証明書交付申請に係る審査を行うことができる出張所が限られており、このことから、在留資格認定証明書の不交付理由説明を行うことができる出張所に限られていることにご理解願います。 なお、在留資格認定証明書交付申請に係る不交付理由の説明については、引き続き具体的な記載に努めてまいります。	△
290928027	29年9月28日	29年11月6日	30年1月15日	供給商品製造工場における外国人留学生の就業時間規制の緩和について	供給商品製造工場における、外国人留学生の就業時間 28時間/週 以内の規制緩和をご検討いただきたい。 日本人でもアルバイトをしたが学校に通っている学生は多くいるが、彼らには時間規制は存在しない。また、就労目的の留生については、留学期間を制限する等して対応できる。 一、若年労働者等により、日本の労働力は減少しているが、抜本的な対策が打てていないためこの先頭打ちになると考えられる。	(一社)日本フランチチェーン協会	法務省	資格外活動の許可は、本来の在留活動を阻害しない範囲内において、現に有している在留資格に属しない就労活動を例外的に認めるものである。 留生については、本来の在留活動の遂行が妨げられるものでなく、①活動の目的が本邦留学中の学費等の必要経費を補うものであること、②申請に係る活動が語学教師、通訳、翻訳、家庭教師等、申請者の専攻科目と密接な関係のある職種又は社会通念上学生が通常行っているアルバイトの範囲内にある職種であること、が確認できれば、1週28時間以内(教育機関の長期休業期間にあっては、1日8時間以内)の範囲を超える就労時間であっても、活動を行う機関の名称及び所在地、業務内容等の条件を定めた上で個別に許可しています。	出入国管理及び難民認定法	現行制度下で対応可能	左記のとおり、一定の要件の下、1週28時間以内(教育機関の長期休業期間にあっては、1日8時間以内)の範囲を超える就労時間であっても、活動を行う機関の名称及び所在地、業務内容等の条件を定めた上で個別に許可しており、既に対応しています。	
290928028	29年9月28日	29年11月6日	30年1月15日	供給商品製造工場における就労が可能な在留資格の規制緩和について	供給商品製造工場において、就労が可能な在留資格17種類の規制を緩和し、製造業にも適応できるようにご検討いただきたい。 若年労働者により日本の就労人口が少なくなっている。製造業においても例外ではなく深刻な問題になってきている。現在も製造業では、留学生や技能実習生、定住者等の資格を有した外国人労働者が活躍している。外国人労働者は、製造業の労働人口の問題解決の鍵となると考える。	(一社)日本フランチチェーン協会	法務省	就労が可能な在留資格については、出入国管理及び難民認定法別表第一の一及び二に定められています。	出入国管理及び難民認定法	対応不可	供給商品製造工場等の製造業における業務についても、従事しようとする業務が出入国管理及び難民認定法に規定する在留資格「技術・人文知識・国際業務」等に該当し、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の要件に適合する場合には、「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格を決定して入国・在留を認めています。 他方、当該業務が専門的・技術的分野とは評価されない場合、当該業務への外国人の受け入れについては、ニーズの把握や受け入れが与える経済的効果の検証のほか、日本人の雇用への影響、産業構造への影響、教育、社会保障等の社会的コスト、治安など幅広い観点から、国民的コンセンサスを踏まえつつ、政府全体で検討していく必要があります。	
290928029	29年9月28日	29年11月6日	30年1月15日	外国人技能実習生の申請要件について	日本で受ける技能実習と同種の業務に従事した経験を有することとあるが外国人技能実習制度において前職業者の着し入国できないという仕組みになっている。邦外での前職同等経験が無い者でも入国可能としていただきたい。 東南アジア諸国はまだまた発展途上の国も多く食品製造経験者という規制により候補者が減り、母国の経済発展に寄与する優秀な人材の確保を阻害している。一部の監視団体は前職業で入国が認められており、個別の規制緩和はおかしことと考える。	(一社)日本フランチチェーン協会	法務省 厚生労働省	技能実習生に対しては、「本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること」を省令上求めています(省令第10条第2項第3号ホ)は、以下①～③の場合には、この省令上の「特別な事情があること」の要件を満たすものとして取り扱われます。 ① 教育機関において同種の業務に関連する教育課程を修了している場合(見つけたみの場合も含む)。 ② 技能実習生が技能実習を行う必要性を具体的に説明でき、かつ、技能実習を行うために必要な最低限の訓練を受けている場合。 ③ 実習実施者又は監視団体と送出国との間の技術協力上特に必要があると認められる場合。	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成28年法務省、厚生労働省令第3号)	現行制度下で対応可能	省令第10条第2項第3号ホにおいて、技能実習生には、「本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験」を求めていることですが、「制度の現状」の欄でご説明したとおり、「特別な事情があること」の要件を満たす場合においては、「本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験」がない場合でも、入国が認められることとなっています。 また、一部の監視団体にのみ規制緩和を行っている事実はありません。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290928030	29年9月28日	29年11月6日	30年1月15日	外国人正社員の受入れ促進について	現在、「技術・人文知識・国際業務」のビザで就労している正社員はいはるもの、「技術」なら実務10年以上や「人文知識」なら大学卒業以上の通訳等、細かい限定要件が多くの人材を雇用することが困難である。製造の現場で、日本人と同じように働きながら、作業、技術、衛生管理等をマスターし、同じ外国人従業員に教育指導することができると新たな就労ビザを新設していただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	法務省	「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で行うことができる活動については、出入国管理及び難民認定法附表第一の二に、また、同在留資格に係る許可基準については、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令に定められています。	出入国管理及び難民認定法	対応不可	製造業における業務についても、従事しようとする業務が「出入国管理及び難民認定法」に規定する在留資格(「技術・人文知識・国際業務」等)に該当し、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の要件に適合する場合には、「技術・人文知識・国際業務」種の在留資格を決定して入国・在留を認めています。他方、当該業務が専門的・技術的分野とは評価されない場合、当該業務への外国人の受入れについては、ニーズの把握や受入れが与える経済的効果の検証のほか、日本人の雇用への影響、産業構造への影響、教育、社会保障等の社会的コスト、治安など幅広い観点から、国民的コンセンサスを踏まえつつ、政府全体で検討していく必要があります。	
290928031	29年9月28日	29年11月6日	30年1月15日	外国人就労査証(就労ビザ)取得時の規制に関する緩和について	コンビニエンスストア本部社員の研修期間(直営店勤務期間)と店舗経営相談員を、「就労ビザの人文知識・国際業務」としての期間として認めていただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	法務省	現在行おうとする活動が「技術・人文知識・国際業務」に該当するものであるか否かは、在留期間中の活動を全体として捉えて判断することとなります。したがって、例えば、「技術・人文知識・国際業務」に該当すると認められる活動が、活動全体として見ればごく一部であり、その他の部分は「技術・人文知識・国際業務」に該当するとは認められない、いわゆる単純な業務に従事する場合には、「技術・人文知識・国際業務」に該当しないと判断されます。また、行おうとする活動に「技術・人文知識・国際業務」に該当しない業務が含まれる場合であっても、それが入社当初に行われる研修の一環であって、今後「技術・人文知識・国際業務」に該当する業務を行う上で必ず必要となるものであり、日本人についても入社当初は同様の研修に従事するといった場合には、例えば在留資格認定証明書交付申請等の際、あらかじめ具体的な研修計画を提出することにより、認められる場合があります。	出入国管理及び難民認定法	現行制度下で対応可能	御提案のような活動については、制度の現状において説明させていただいたこととの判断をしており、個別の活動において活動内容の詳細についてうかがい、審査を行うこととしています。	
290929007	29年9月29日	29年11月6日	30年6月15日	特定融資枠契約に関する法律における企業範囲に信用金庫連合会を追加	特定融資枠契約法第2条には特定融資枠契約の借主となれる者が限定列挙されており、運用対象者が大会社等に限定されている。この趣旨は、立場の弱い借入人を保護することにあると思われるが、金融取引に関して十分な知識・信用力・交渉力を有する信用金庫連合会は、同法における借主となれる者に加えなくても問題ないと考えられる。よって、特定融資枠契約に関する法律における借主となれる企業の範囲に信用金庫連合会を追加していただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信用中央金庫	金融庁 法務省	特定融資枠契約に関する法律において借主の対象範囲は大会社、資本金が3億円を超える株式会社、純資産額10億円を超える株式会社、資産の流動化に使われる合同会社等である場合に限定されています。	特定融資枠契約に関する法律第2条、第3条	対応不可	特定融資枠契約に関する法律の対象範囲については、平成23年の同法改正により、純資産額10億円超の株式会社や資産の流動化のために使われる合同会社等にまで拡大しており、更なる見直しには当該改正の効果を踏まえる必要があり、直ちに措置することは困難です。なお、会員間の相互扶助を目的とする会員組織である協同組織について、同法の対象に加えることについては、慎重に検討する必要があります。	
290929048	29年9月29日	29年11月6日	29年11月30日	犯罪収益移転防止法にかかる特定事業者による本人確認書類の追加	【提案の具体的内容】 ・犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第7条第2号に規定する本人確認書類に、一般財団法人民法務協会が運営する「登記情報提供サービス」により取得された商業・法人登記情報を印刷したものを加えて頂くことを要望する。 【提案理由】 ・「登記情報提供サービス」は、インターネットを利用して登記所が保有する登記情報を、一般利用者が自宅又は事務所のパソコンで確認することができる制度である。なお、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成11年法律第226号、以下「提供法」)第4条第1項の業務を行う者(指定法人)として、平成12年6月1日に一般財団法人民法務協会が指定されている。「登記情報提供サービス」は、印刷しても登記官の認証文や登記官印が付されておらず、法的な証明力はないものとされている。 ・しかし、提供された登記情報は利用者が請求した時点において登記所が保有する登記情報と同じ情報であるが、法務局で取得した場合と同一の内容であるため、当該情報を印刷したものを、法人である顧客等の代表者等が提示または送付する本人確認書類の一つとして認めていただきたい。 ・実現されれば、本人確認書類を提示または送付する顧客等の代表者等は、法務局に赴く時間の削減、手続きの早期化・簡便化が図られることにより、利便性・有益性が高まるものと考えられ、また、法務局も窓口対応コストが減るものと考えられる。	一般社団法人生命保険協会	警察庁 法務省	犯罪収益移転防止法上、法人の本人確認書類として一定の登記事項証明書が認められていますが、「登記情報提供サービス」により取得された商業・法人登記情報を印刷したものは認められていません。	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第7条第2号イ	検討を予定	法人の取引時確認の方法については、マネー・ロンダリング、テロ資金供与の防止の観点や登記制度の趣旨を踏まえながら、検討を行ってまいります。	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290929079	29年9月29日	29年11月6日	29年12月15日	戸籍法第10条の2第4項の規定に行政書士も追加することを早期に実現していただきたい	平成26年6月27日に公布された改正行政書士法により、日本行政書士会連合会がその会則で定めるところにより実施する研修の過程を修了した行政書士(特定行政書士)については、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立て、再審査請求等、行政庁に対する不服申立ての手續について代理し、及びその手續について官公署に提出する書類を作成することができることとなった。 しかしながら、戸籍法第10条の2第4項において、他の士業については、行政機関等に対する不服申立ての手續を行う場合に必要がある場合には、戸籍法第10条の2第4項の規定に行政書士も追加することを早期に実現していただきたい。 「平成30年度に議論し結論を導く」との回答をいただいたと思うが、特定行政書士はすでに誕生しており人数も年々増加していることから、迅速に対応されたく再度要望する。	池田行政書士事務所	総務省	戸籍法第10条の2第4項は、弁護士等の行う業務のうち、特定の依頼者から事件を委任し、かつ、紛争処理手續において当該依頼者を代理する業務を弁護士等の各資格者ごとに列挙したものとします。 これは、委任事件に紛争性がある場合には、依頼者の権利行使等の意思が明確である上、争われている権利の実現等のため、紛争の相手方や事件に關係する第三者の戸籍の記載事項を利用して当該権利等の存在及び範囲を対外的に証明する必要性が類型的に存在し、かつ、弁護士等がそのような紛争性のある事件について単に法的な助言をしたり、代書をするにとどまらず、自ら裁判手續その他の紛争処理手續において依頼者を代理する場合は、その権利の実現等のため十分な立証活動を行う必要があることから、弁護士等が実要件による交付の請求をする場合は、依頼者からの委任状の提出は要しないものとされています。	戸籍法第10条の2	検討を予定	戸籍法改正の機会に併せて、戸籍法第10条の2第4項の規定に行政書士に関する事項を追加することについての可否を含めて検討することとします。	
291019005	29年10月19日	29年11月14日	29年12月15日	外国人就労に際しての就労ビザの職種拡大	(1)要望の具体的内容 将来の橋渡し役を担う人材を育成するための就労ビザの新設、又は「国際業務」のビザ取得要件の緩和を検討いただきたい。 (2)要望理由(弊害の具体的内容等) 現行制度では、ビザ取得要件のうち「技術・人文知識・国際業務」の中から、通訳等の一部職種での採用に限られている。 現在、地域金融機関では、取引先企業の海外進出支援やインバウンド支援に積極的に取り組んでいる。 外国人留学生の中には、日本と母国の橋渡しを志向する学生も相応にいますが、外国人留学生を雇用しようとした場合、通訳等に職種が限定されてしまい、多くの人材を雇用することが難しい。 法人向け営業職等で、日本の中小企業や高償習等を現場で学び、将来の橋渡し役を担う人材を育成するための就労ビザの新設、又は「国際業務」のビザ取得要件の緩和を検討いただきたい。 (3)制度の現状 就労ビザは17種類に限定されている。 ①外交、②公用、③教授、④芸術、⑤宗教、⑥報道、⑦高度専門職、⑧経営・管理、⑨法律・会計業務、⑩医療、⑪研究、⑫教育、⑬技術・人文知識・国際業務、⑭企業内転勤、⑮興行、⑯技能、⑰技能実習	(一社)第二地方銀行協会	法務省	いわゆる法人向け営業職採用であるかに限らず、現在行おうとする活動が、「技術・人文知識・国際業務」に該当するものであるか否かは、在留期間中の活動を全体として捉えて判断することとなります。当該在留資格に該当すると認められるためには、従事する業務が自然科学若しくは人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基礎を有する思考若しくは感受性を必要とする業務であることが必要であり、また、以下の(1)又は(2)の要件、かつ(3)の要件を満たす必要があります。 (1)申請人が「自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務」に従事しようとする場合は、従事する業務について次のいずれかに該当し、これに必要な技術又は知識を修得していること。 ①当該技術若しくは知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。 ②当該技術又は知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了したこと。 ※ただし、「専門士」又は「高度専門士」の称号が付与された者に限られます。 ③10年以上の実務経験(大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に関連する科目を専攻した期間を含む。)を有すること。 (2)申請人が「外国の文化に基礎を有する思考又は感受性を必要とする業務」に従事しようとする場合は、次のいずれにも該当していること。 ①翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に従事すること。 ②従事しようとする業務に関連する業務について3年以上の実務経験を有すること。ただし、大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、この限りでない。 (3)日本人が従事する場合に受ける報酬(同等以上の報酬)を受けること。	出入国管理及び難民認定法	現行制度下で対応可能	在留資格「技術・人文知識・国際業務」の概要は、「制度の現状」欄のとおりであり、職種は通訳等に限定されているものではありません。 御指摘の「法人向け営業職」についても、学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的知識を必要とする活動である場合は、現行の在留資格「技術・人文知識・国際業務」に該当します。 なお、現在の企業においては、必ずしも大学において専攻した技術又は知識に限られていない広範な分野の知識を必要とする業務に従事する事例が多いことを踏まえ、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の判断に当たっては、大学における専攻科目と就職先における業務内容の関連性について、従来から柔軟に取り扱っています。	◎
291026001	29年10月26日	29年11月14日	29年11月30日	マンション管理士の共管独占業務の創設について	マンション管理士が相談、助言業務等を行うマンションにおいて、管理費の滞納等が生じている場合や管理組合の規約改定を行う場合がある。 前者の業務については内容証明、後者の業務については規約を作成することは行政書士法に抵触し、支払い督促、少額訴訟を提起する場合、司法書士法に抵触する可能性がある。 これら業務について、一定の講習と審査を受けたマンション管理士について、業として行えるようにされたい。 この提案が実現すれば、個々のマンション管理組合の内情に適したマンション管理士が、包括的にその業務を行うことができ、消費者である管理組合のコストが削減できるとともに、トラブル解決の迅速化を図ることができ、管理費・修繕積立金が不十分なため管理が行き届いていないマンションを減少させることができる。	個人	総務省 法務省 国土交通省	マンション管理士は、マンションの管理適正化法第30条第1項の登録を受けマンション管理士の名称を用いて、専門的知識をもって、管理組合の運営その他マンションの管理に關し、管理組合の管理者等又はマンションの区分所有者等の相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業務(他の法律においてその業務を行うことが制限されているものを除く。)とする者であり、現行法上において業務独占となる内容は有していません。	マンションの管理の適正化に関する法律	対応不可	マンション管理士は、国民の重要な居住形態となっている分譲マンションの管理の適正化の推進を図るために、管理組合等からの相談を受けて、マンションに関する法律、会計、技術上等の幅広い専門的観点から助言等を行うことを目的としてマンションの管理の適正化に関する法律(平成12年法律第149号)に位置づけられている資格です。具体的には、管理組合の運営、管理規約の改正、長期修繕計画や大規模修繕計画の見直し、大規模修繕工事などマンションの管理に関する様々な問題に對して、専門的知識や経験を通じて支援を行う総合コンサルタントという役割を担っています。 行政書士法上、行政書士が業として行うこととされている権利義務又は事実証明に関する書類の作成の業務や、司法書士法上、司法書士が業として行うこととされている簡易裁判所の手続きの代理の業務については、上述のマンション管理士の資格の趣旨、担保される専門性(試験内容等)に鑑み、マンション管理士が行えるよう措置する必要性は現時点では認められません。 一方で、マンション管理士が管理費の滞納への対応や管理規約の改正について管理組合等に対して助言を行うことにより、マンションの管理不全を未然に防止し、マンションの管理の適正化に資することは、マンション管理士の主たる目的であることから、引き続き、管理組合等に対する助言、指導その他の援助等に関する能力向上を促すための措置を講じて参ります。 なお、御提案の中で、支払督促、少額訴訟を提起する場合、司法書士法に抵触する可能性がある旨の記載がありますが、これらの行為が抵触する可能性があるのは司法書士法の規定ではなく弁護士法の規定ですので、申し添えます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
291026006	29年10月26日	29年11月14日	29年11月30日	司法書士・行政書士の制度一本化	我が国には、隣接専門法律職種として司法書士と行政書士が存在する。これらの業務について、特に会社設立、不動産取引、権利義務に関する書類の作成について重複する場面が多い。 そして、一般市民にとって、このような制度設計は非常にわかりづらく不便なものとなっているため、両者を合わせて一つの隣接法律職とされたい。 これが実現した場合、低廉で良質な司法や市民間の法律関係の構築がより容易になり、市民の法へのアクセスが十分に図られることが期待される。	個人	総務省 法務省	行政書士法は、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的としています(行政書士法第1条)。 行政書士は、他人に依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することができ(同法第1条の2)、行政書士でない者は他の法律に別段の定めがある場合を除き、当該業務を行うことはできません(同法第19条第1項)。	行政書士法第1条、第1条の2、第19条第1項	対応不可	○司法書士について 国民の権利を保護するには、登記、供託及び訴訟等に関する手続を円滑かつ適正に行うことが不可欠ですが、一般の国民にとっては、自らこれを適切に行うには困難を伴う場合が多いと考えられます。 そこで、司法書士法は、これらの手続に関する法律専門家として、司法書士の制度を定め、その業務の適正化を図っており、国民がこの司法書士制度を利用することによって、これらの手続について、法律専門家の援助を得て、その権利の保護を図ることができるようにしています。 なお、司法書士には、その職責として、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならないことが課せられていますが(司法書士法第2条)、これは、司法書士に対し、その職責の重要性について自覚を促し、その資質の向上及び業務の改善を図るために、その業務遂行上の義務を明らかにしたものです。 ○行政書士について 官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成は、直接一般私人の社会生活に重要な影響を及ぼすことから、行政書士となるために必要な資格を定めるとともに、業務遂行上の守秘義務等を課すことで、これを行政書士の独占業務としています。 このような行政書士制度は、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的として、行政書士法により定められるものです。 以上から、司法書士と行政書士とは、その制度趣旨が異なるものであるため、両者を合わせて一つの隣接法律職とすることは困難です。	
291027001	29年10月27日	29年11月14日	29年12月15日	法務省の「会社法人等番号(12桁)」を「法人番号(13桁)」に統合すべき	法人登記簿を取り寄せると、数字12桁の「会社法人等番号」が記載されている。この番号を登記申請書に記載すると、登記簿謄本の添付を省略することが可能となるメリットが享受できる。 ところが、税務署などの手続きでは、「法人番号」が必要であり、これは数字13桁となっている。 この番号は、法務省の「会社法人等番号」と同一の12桁に、数字1桁が先頭に加えられただけの数字である。 国民は、「会社法人等番号」と「法人番号」という紛らわしい2つの数字を使い分けなければならないが、どの申請において、どちらの数字を書けばよいか分からず、手続きが煩雑となっている。 (これは、登記簿謄本に12桁番号しか記載されていないことや、国税庁ホームページで13桁番号しか検索できないことに起因している。) そこで、国税庁のホームページにおいて、13桁の法人番号は無料で検索できることから、登記簿謄本にも13桁を記載し、すべて13桁の番号に揃えることを提案する。 同時に、登記申請(不動産登記、商業登記)において、仮に13桁の「法人番号」が記載されていても、12桁部分が合致していれば、「会社法人等番号」は明らかであるから、補正対象とはしない取扱いをするべきである。	個人	法務省	会社法人等番号(12桁)は、商業登記法に根拠を有しています。 そして、法人番号(13桁)は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に根拠を有しています。 会社法人等番号は、設立登記の段階で、商業登記法第7条に基づき、付されます。これを基礎番号として、国税庁が1桁の検査用数字(財務省令に基づく一定の計算式で算出します。)を付した番号が法人番号となります。	商業登記法第7条 商業登記規則第1条の2	事実確認	会社法人等番号(12桁)と、法人番号(13桁)とは根拠法が異なっていますが、現状では、登記申請において、仮に13桁の「法人番号」が記載されていても、12桁部分が一致していれば、「会社法人等番号」を確認することができ、補正の対象とはしない取扱いをすることができるものと認識しています。	
291109002	29年11月9日	29年12月18日	30年1月15日	海事代理士の業務拡大について	・国際トン数証書及び国際トン数確認書の交付・書換え及び再交付等船舶のトン数の測定に関する諸手続について、海事代理士法別表2に「船舶のトン数の測定に関する法律」を加えられたい。 ・漁船登録その他の諸手続についても、海事代理士法別表2に「漁船法」及び「農業用動産借用法」を加えられたい。 ・遊漁船登録その他の諸手続についても、海事代理士法別表2に「遊漁船業の適正化に関する法律」を加えられたい。 ・土運船・渡瀬船・作業台船など船舶系建設機械の打刻申請手続き・登記手続についても、海事代理士法別表2に「建設機械抵当法」を加えられたい。 海事代理士は、船舶について登記・登録の一切を代理できること、上記手続きについては、同様の手続きであるにもかかわらず、その制限を受けている。これを改正することにより、船主、漁業者、一般市民は、一元的に海事に関する行政手続きを海事代理士に事務処理を委任することが可能となり、その利便が促進されることが期待される。	個人	総務省 法務省 国土交通省	「海事代理士は、他人の委託により、別表第一に定める行政機関に対し、別表第二に定める法令の規定に基づく申請、届出、登記その他の手続をし、及びこれらの手続に関し書類の作成をすることを業とする。」と海事代理士法第一条に定められています。	海事代理士法第1条	対応不可	海事代理士法別表第二に掲げられている法律に基づく諸手続きに関しましては、高度な専門的航海知識を要するものとして、海事代理士のみが対応できるものとしています。 一方、ご提案のありました法律に基づく諸手続きに関しましては、高度な専門的航海知識では要しないものであることから、海事代理士の独占業務として別表第二に加えることは想定していません。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(○、◎、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
291212001	29年12月12日	30年1月16日	30年3月9日	分筆登記後の権利証の発行について	分筆登記をすと、土地が2筆に分割されるが、登記識別情報(権利証)は新たに発行されない。 A土地を分筆し、a土地とb土地に分割して、b土地を他人に譲渡すると、b土地の権利証が、買主に対して新たに発行される。しかし、a土地については、分筆前のA土地の権利証がそのまま使用されることになる。 この譲渡登記の際に、A土地の登記識別情報を買主に開示することになるが、登記後もA土地の権利証は変更されず、a土地の権利証として引き続き有効となるため、b土地の権利者に悪用されるおそれがある。 従来の紙の登記済証(権利証)であれば、原本をA土地の所有者に返却するため、登記後に悪用される心配は少なかったが、登記識別情報になってからは、一度開示すると、登記後においても悪用のおそれが生じている。 これを回避する方法は、A土地の登記識別情報を失効させる手続きしかないが、そうすると分筆後のa土地の権利証がない状態となり、新たに復活させることもできない。 そこで、分筆登記をしたときは、分筆後の登記識別情報(上記の場合は、b土地の権利証)を、新たに発行するべきである。	個人	法務省	不動産登記法(平成16年法律第123号)第21条は、「登記官は、その登記をすることによって申請人自らが登記名義人となる場合において、当該登記を完了したときは、法務省令で定めるところにより、速やかに、当該申請人に対し、当該登記識別情報を通知しなければならない」と規定しています。 一方、分筆登記については、その登記をすることによって申請人自らが新たに登記名義人とならない(登記名義人に変更が生じない)ことから、分筆新地については、新たに登記識別情報は通知されず、分筆元地の登記識別情報を使用して、登記官は分筆新地の登記申請に係る真正性の確認を行っています。	不動産登記法(平成16年法律第123号)第21条	対応不可	登記識別情報とは、登記名義人が登記を申請する場合において、当該登記名義人自らが当該登記を申請していることを、登記官が確認するために用いられる情報であって、登記名義人を識別することができるものを含みます(不動産登記法(平成16年法律第123号)第2条第14号)。 登記官が登記識別情報を登記名義人に通知する場合には、登記識別情報を記載した書面につき、当該登記識別情報が記載された部分が第三者に見られないような措置を施すことなどされており(不動産登記事務取扱手続準則(平成17年法務省民二第450号通達。以下「準則」という。))第37条第2項、同条第4項)、登記を申請するために登記識別情報を記載した書面を登記所に提出する場合に、これを封筒に入れて封をするものとするなどされている(不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第66条第2項)など、秘匿性に配慮がされています。 このような取扱いに加え、登記識別情報を提供することにより登記識別情報を適切に管理する上で支障が生ずることとなる場合には、登記識別情報を提供することができないことにつき正当な理由があるとして、登記識別情報を提供することなく、登記を申請することも可能とされています(準則第42条第1項第4号)。 以上のおり、登記識別情報は、その性質上、土地を売買する際、取引の相手方に登記識別情報を提示して登記名義人であることを確認するために用いる情報ではありません。 ご意見にある「悪用されるおそれ」とは、どのような場合を想定されているのか必ずしも判然としませんが、現行制度においても、対応することが可能であることから、ご提案については、特段の対応は要しないものと考えます。	
300122001	30年1月22日	30年2月8日	30年3月9日	遺言執行者による相続登記について	遺言執行者は、遺言書の内容を実現させることが職責であるが、特定の相続人に相続させる旨を遺言した場合、当該相続人からの相続登記は受理される一方、法務省の解釈により、遺言執行者による相続登記は却下される扱いとなっている。しかしながら、遺言執行者は遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有し、しかも相続人の代理人なのであるから、これを却下する法務省の見解は明らかな誤りであり、是正されるべきである。(民法第1012条、第1015条) 国土利用を目的として、停滞している相続登記を促進し、名義人不明の土地を減らすことが喫緊の課題となっているところ、なお法務省が反省せず、このような解釈を見直しに放置することは、国益に反することであり、許されるものではない。 すなわち、法務省の運用が、遺言執行者の制度の利用を阻害し、ひいては相続登記そのものを妨げる結果をもたらすことになっているのである。 よって、遺言執行者による相続登記を広く認めれば、今よりも遺言執行者制度が活用され、相続登記の促進が期待できることから、国益にも通うので、解釈の見直しをするべきと考ええる。 なお、現状の登記制度は法務省が所管してきたところ、その所有者不明の土地が九州をしのぐ面積とされている。固有地であっても、いまだに、山林には「内務省」名義の土地などが散見されており、国民に義務付ける以前の課題である。 そのため、法務省が所管した結果が、現状なのであることを反省をして、間違えた法解釈の運用を見直しすべきと考ええる。 民法第1012条 遺言執行者は、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。 民法第1015条 遺言執行者は、相続人の代理人とみなす。	個人	法務省	過去の最高裁判決等を踏まえて、登記実務上、特定の不動産を特定の相続人に相続させる旨の遺言に基づく当該相続人のための相続を原因とする所有権の移転の登記の申請は、当該相続人がするべきものであって、遺言執行者はすることができない。		検討に着手	遺言執行者に対して対抗要件具備権限を付与すること等を内容とする民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案をH30通常国会に提出する予定	
300220007	30年2月20日	30年3月26日	30年4月20日	「日本料理海外普及・人材育成事業」の対象拡大	【提案の具体的内容】 「日本料理海外普及・人材育成事業」の対象を、海外の日本料理店に勤務している外国人調理師にも拡大すべき 【提案理由】 政府においては、拡大する世界の食市場を見据え、2019年にわが国農林水産物・食品の輸出額を1兆円とする目標を設定し、輸出拡大に取り組んでいる。その一環として、わが国が強みを生かせる日本食・食文化の海外展開を図っているが、実際にあったっては、実際に普及を担う日本料理の調理師の育成が喫緊の課題である。 しかし、「日本料理海外普及・人材育成事業」の対象は、調理師養成施設の留学生に限られており、海外の日本料理店で雇われた外国人調理師は対象にならない。海外で日本料理を提供する事業者が取組実施機関となって、勤務する外国人調理師が本事業を活用できるようになれば、調理師の育成を加速することができる。	(一社)日本経済団体連合会	法務省 厚生労働省 農林水産省	本事業は、調理師養成施設が主体(取組実施機関)となり、日本国内の日本料理店(受入機関)と連携し、当該調理師養成施設を卒業し、一定の技術を習得した外国人料理人に、働きながら更なる技術を習得する機会(最大5年間)を提供することで、本事業終了後に母国等において日本食、日本食文化の普及を図ることを目的に実施しているものです。	日本料理海外普及・人材育成事業実施要領	対応不可	本事業においては、日本国内での外国人料理人の活動中の技術の習得状況、養行、雇用条件について、事業実施時に審査を行うとともに、事業実施後も責任を負える状況であることが必要であることから、事業に係る活動が行われている日本国内の調理師養成施設が取組実施機関となっているものであり、御提案内容は、こうした本事業の性格を損ねないと考えます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300220023	30年2月20日	30年3月13日	30年3月30日	出国審査手続きの抜本的な見直し	<p>【提案の具体的内容】 出国審査のあり方を抜本的に見直し、対面式の審査手続きを廃止すべきである。 【提案理由】 日本人並びに外国人旅客は、その者が出国する出入国港において、法務省令で定める手続きにより、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。ただし、指紋等の事前登録を行った者については、出国手続きの際に出国審査場に設置された自動化ゲートの利用が認められている。 「職制立憲推進基本計画」(2017年3月28日閣議決定)で指摘されているとおり、インバウンド受入体制の強化に向けた取組みの一環として、日本人旅客も含め、最先端技術を活用した革新的な入国審査の実現は重要である。自動化ゲートの利用促進のほか、顔認証ゲートの先行運用等、自動化に積極的に取り組んでいるが、あくまでも対面式から無人化への切り替えによる審査の効率的な実施にすぎない。 出国審査に係る作業を搭乗手続きプロセスに適切に組み込み、対面式の出国審査手続きそのものを廃止すれば、出国審査場の不要化による空港施設の有効活用や人員の効率的な配置等の実効が期待できる。 なお、米国や英国では、出国審査において出入国管理局が管理するデータベースと照合する際に、民間旅客輸送機関が管理する旅客情報(航空会社であれば搭乗手続きの際に自社のシステムに入力した旅客情報)を活用することにより、対面式の出国審査手続きを廃止し、出国審査場自体が設置されていない。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省	本邦外の地域に赴く意図をもって出国しようとする日本人及び外国人(乗員を除く。)は、その者が出国する出入国港において、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。 なお、平成19年11月から成田空港において自動化ゲートの運用が開始され、日本人及び一定の要件に該当する外国人について、一般の入国審査ブースで入国審査官の審査を受けることなく出入国審査手続きを受けることが可能となった。現在、成田、羽田、中部、関西の4空港において自動化ゲートが運用されている。 また、平成29年10月から羽田空港の上陸審査場において、日本人を対象に事前登録することなく利用可能な顔認証ゲートの先行運用が開始され、平成30年度には羽田空港の出国審査場及びその他4空港(成田、中部、関西、福岡)においても顔認証ゲートを利用できるよう準備を行っている。	出入国管理及び難民認定法第25条、出入国管理及び難民認定法第60条	検討し着手	日本人の出帰国手続において導入する顔認証ゲートを、観光等の目的で入国した外国人の出国手続にも活用する方向で検討しており、これにより対面式審査が不要となること、平成31年度中の運用開始を目指し、所要の経費を計上している。	
300226002	30年2月26日	30年3月26日	30年4月20日	民事執行法に基づく競売における対面・書面原則の見直し	<p>【提案の具体的内容】 民事執行法に基づく競売の入れ札を、インターネットを通じて行えるようにしていただきたい。 【提案理由】 a)規制の現状 民事執行法に基づく不動産競売の売却物件の情報は、裁判所が運営する不動産競売物件情報サイト(BIT)で公開されている。しかし、入れ札の方法は、入れ札を執行官に直接差し出す方法と入れ札書を郵便等で執行官に送付する方法に限定されている。また、次順位買受の申出は、開札期日において執行官に対して行う必要がある。 b)要望理由 国税徴収法に基づく公売は、10年以上前から民間事業者の提供するシステムを用いたインターネットを通じて入れ札を行うことが可能となっており、現在まで1000以上の自治体により適切に手続が実施されてきている。全国の方が簡単に入れ札に参加できるようにするため、落札率・落札価格が向上し、行政機関の徴収の増加が期待できる。また、民間の創意工夫により構築されたシステムを利用することで、担当者にかかる公売公告、入れ札者の管理、落札者の決定等の事務手続にかかる工数・負荷も軽減され、公売会場の運営も不要となっている。 民事執行法に基づく不動産競売の入れ札においても、国税徴収法に基づく公売と同様、民間事業者の提供するシステムを用いるなどし、インターネットを通じて入れ札を行えるようにすることで、債権者にとってより多くの競の債権回収が期待でき、不動産競売に関する事務手続にかかる工数・負荷の軽減も期待することができる。 その際、入れ札による「住民票の写しその他その住所を証するに足りる文書」の提出や法人である入れ札人による「代表者を証する文書」の提出についても、あわせてインターネット上で行えようとするなど、入れ札に関連する全ての手続をインターネット上で完結できるようにすることで、入れ札の事務負担の軽減も期待できる。 なお、同一の競売物件について、現行の入れ札手続とインターネットを通じた入れ札手続を併存させることは、逆に運営側の事務手続を複雑にするおそれがある。そうした点も踏まえ、競売物件ごとに、その特性に応じ、効率的に入れ札を実施できるいずれかの手続を選択できる柔軟な制度設計とすることが望ましい。 裁判手続等のIT化については、未来投資戦略2017に盛り込まれ、民事訴訟を中心に、現在、検討が進められている。本件についてもデジタルファーストの観点から、スピード感を持って検討をいただきたい。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省	裁判所では、インターネット上で、不動産競売物件情報サイト(http://bit.sikkou.jp)を運営しており、利用者は、競売物件を取り扱う全ての裁判所の競売物件に関する情報(物件明細書、現況調査報告書及び評価書を含む。)を閲覧することができます。ただし、例えば期間入れにつき、同サイトを通じて入れ札をしたり、次順位買受の申出をしたりすることはできません。	民事執行法第62条第2項、第64条第1項、第68条、民事執行規則第4条第3項第2号、第47条、第48条	検討を予定	裁判手続等のIT化については、未来投資戦略2017に盛り込まれ、民事訴訟を中心にこれから検討が進められるところ、御指摘の民事執行法に基づく競売といった非訟事件についてもIT化の対象とするかどうかについては、裁判手続等のIT化の検討の優先順位・効率化の観点から、まずは民事訴訟全般のIT化の検討を進め、その成果や制度設計をいかして検討すべきものとされています。そのような状況において、競売手続についてインターネットを用いた入れ札を導入するなどしてIT化を先行させることは、他の非訟手続のIT化を検討する際の制約要因にもなりかねず、必ずしも望ましいものとはいえません。 なお、仮にインターネットを用いた入れ札を可能とした場合、現行の入れ札方法を併存させるかどうか問題となりますが、インターネットが利用できる環境にない方への入れ札の機会をどのように保障すべきか、IT利用の支援体制をどのように構築するかといった問題とも関連し、慎重な検討が必要となります。また、インターネットを用いた入れ札を可能とした場合であっても、代表者の資格証明書などの書面は別途提出する必要があり、買受けを希望する者が行うこととなる事務の軽減にはつながらないと考えられます。これらの書面の提出をインターネット上で完結させることについては、その実現のために要する時間的・経済的コストや、司法と行政との関係等の観点から課題があり、慎重に検討する必要があります。さらに、買受けを希望する者の入れ札資格を審査する手続として、インターネット公売手続と同様に、あらかじめ参加申込期間を設けるとすると、現在よりも競売手続が相当遅延するものと見込まれます。 このように、民事執行法に基づく競売の入れ札をインターネットを通じて行えるようにするかどうかは、今後の民事訴訟全般のIT化の検討の方向性にもよるものと思われませんが、これに加えて、上記で述べたような事業上及び技術上の問題も解決していく必要があるものと考えられます。検討開始時期及び結論を得る時期についてはいずれも未定です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300227006	30年2月27日	30年3月26日	30年6月15日	犯罪収益移転防止法にかかわる特定事業者による本人確認書類の追加	<p>【提案の具体的内容】 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第7条第2号に規定する本人確認書類に、一般財団法人民事法務協会が運営する「登記情報提供サービス」により取得された商業・法人登記情報を印刷したものを加えるべきである。</p> <p>【提案理由】 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第7条第2号は、特定事業者が顧客(法人)から本人確認書類として提示又は送付を受ける書類として、①設立の登記に係る登記事項証明書あるいは②官公庁から発行され又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限定している。 しかし、「登記情報提供サービス」により提供された登記情報は、利用者が請求した時点において登記所が保有する登記情報と同じ情報であり、法務局で取得した場合と同一の内容である。当該情報を印刷したものを、法人である顧客等の代表者等が提示または送付する顧客等の代表者等が、法務局に赴く時間の削減、手続きの早期化・簡便化が図られ、利便性・有益性が高まる。さらに法務局も窓口対応コストが減る。 また、「登記情報提供サービス」は、登記情報提供制度(※)として、「電気通信回線による登記情報の提供に関する法律」に基づき法務大臣から指定を受けた一般財団法人民事法務協会により運営されており信頼性が高い。 従って、「登記情報提供サービス」により取得された商業・法人登記情報を印刷したものを本人確認書類の一つとして加えるべきである。</p> <p>(※)インターネットを利用して登記所が保有する登記情報を、一般利用者が自宅又は事務所のパソコンで確認することができる制度。</p>	(一社)日本経済団体連合会	警察庁 法務省	犯罪収益移転防止法上、法人の本人確認書類として一定の登記事項証明書が認められていますが、「登記情報提供サービス」により取得された商業・法人登記情報を印刷したものは認められていません。	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第7条第2号イ	検討に着手	法人の取引時確認の方法については、マネー・ロンダリング、テロ資金供与の防止の観点や登記制度の趣旨を踏まえながら、検討を行っているところです。	△
300228013	30年2月28日	30年3月26日	30年4月20日	建物区分所有法における建替え決議要件の緩和	<p>【提案の具体的内容】 区分所有建物の建替え決議要件について、①区分所有者に関する要件の撤廃(もしくは規約による撤廃の許容)、②議決権の4/5以上の多数決を要するとの要件の2/3以上の多数決への変更(もしくは規約による変更の許容)をすべきである。</p> <p>【提案理由】 現行の区分所有法62条では、建替え決議の要件は、区分所有者の頭数および議決権の各4/5以上の多数決を要する。しかし、1981年の建築基準法改正よりも前の耐震基準で建設された建築物の建替え需要が増大しているなか、決議要件が厳しすぎたために建替えが進まない状況を踏まえ、建替え決議要件を緩和する必要がある。 建替え決議の要件の緩和により、意に反して区分所有権を喪失することになる反対区分所有者が増加することへの配慮は重要である。しかし、区分所有者および議決権の4/5以上の賛成を得ることが極めて困難であること、都市機能の更新が進まないことにより社会全体が便益を受けること、反対区分所有者にはその区分所有権の時価での買取が予定されていること等を勘案すべきである。 なお、2017年1月31日付の法務省回答では、「仮に建替えの決議要件を緩和したとしても、建替え決議の内容を実現するためには、建替え決議に賛成した区分所有者は、反対区分所有者に対して、先渡し請求権を行使してその区分所有権を買い取らなければならないませんが、決議要件を緩和した場合には、その分だけ買取りの費用負担が重くなるなど、建替えに要する社会的・経済的コストが増大することになり、かえって建替え事業の円滑な遂行にとっての障害になりかねません。」とある。しかし、各建物の区分所有者は、反対区分所有者からの買取費用の負担を考慮したうえで建替えを進めるかどうかを判断するはずであり、買取費用負担が重くなる可能性があるということは、建替え決議の議決要件の緩和をしなないこととの理由にならない。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省	現行の建物の区分所有者に関する法律(以下「区分所有法」といいます。)、は、建替え決議について区分所有者及び議決権の各5分の4以上の賛成を要件としています。	建物の区分所有等に関する法律第62条第1項	対応不可	区分所有法の決議により行う建替えは、個々の区分所有者にとって、生活や社会経済活動の本拠にもなる区分所有権の処分を伴うものであり、本来であれば全員同意を要するものですから、これを多数決により行うことの正当性を担保するためには、多数決要件は厳格である必要があります。また、建替え決議の内容を実現するためには、建替え決議に賛成した区分所有者は、決議に賛成しなかった区分所有者に対して、先渡し請求権を行使してその権利を買い取らなければならないませんが、決議要件を緩和した場合には、その分だけ買取りの費用負担が重くなるなど、建替えに要する社会的・経済的コストが増大することになります。 また、建替え決議要件の緩和により、建替えに要する社会的・経済的コストが増大しても、各区分所有者が決議に賛成しなかった区分所有者からの買取費用の負担を考慮した上で建替えを実施する事例があり得るとはいえるものの、費用負担の問題が建替えを阻害する大きな要因として存在する以上は、建替え決議要件の緩和により建替えが大きく促進されると思われず、上記のような事例があり得るということもあって、上記多数決で行うことの正当性の担保を減らすことは相当ではありません。したがって、建替え決議要件の緩和・見直しについては、慎重な検討が必要であると考えます。	△
300228014	30年2月28日	30年3月26日	30年4月20日	区分所有建物の集会議決における議決権の不統一行使	<p>【提案の具体的内容】 区分所有法において、集会の議事を決する際の区分所有者を受益者ベースで計算すること、および議決権の不統一行使が可能である旨を明確にすべきである。</p> <p>【提案理由】 区分所有法上、集会の議事は、区分所有者および議決権の過半数をもって決するとされている。この場合、一人の区分所有者が数戸の専有部分を所有している一人と計算され、また、当該区分所有者が複数の議決権を有するとは考えられていない。 しかし、法人格としては同一の信託受託者が複数の信託に基づき複数の専有部分を所有している場合(受益者が複数の場合)、区分所有者数の算定において1名と数えるのか、また、議決権の不統一行使が認められるか否かが明確でない。 信託の場合、実質的な所有者は受益者であることから、区分所有者については受益者の数だけ計算することが合理的である。また、実質的な所有者である受益者の意向を議事に反映するため、議決権の不統一行使を認めることが望ましい。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省	集会の議事は、区分所有法又は規約に別段の定めがない限り、区分所有者及び議決権の各過半数で決することとされています(区分所有法第39条第1項)。各区分所有者の議決権は、規約に別段の定めがない限り、その有する専有部分の床面積の割合によることとされています(第38条、第14条第1項)が、数値の専有部分を所有している者は、「区分所有者」としては一人として扱われます。	建物の区分所有等に関する法律第39条第1項	現行制度下で対応可能	普通決議事項については、集会の議事は、原則として、区分所有者及び議決権の各過半数の多数決で決すことが必要となりますが、規約において別段の定めを置くことが可能とされています(第39条第1項)。 同一の信託受託者が複数の信託に基づき複数の専有部分を所有している場合、「区分所有者」は信託受託者であると考えられますが、規約において、例えば、区分所有者の頭数要件を議決要件から除外した上で、議決権については、第14条に定める割合によらず、各区分所有者の所有する住戸「戸」につき各1個とし、併せて、議決権を統一しない行使をすることができるとする旨の定款を置くことにより、区分所有者は、議決権の不統一行使をすることが可能となるものと考えられます。 このように、ご提案の内容は、現行法においても対応が可能と考えられます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300228015	30年2月28日	30年3月26日	30年4月20日	建物の区分所有等における共用部分の変更の決議要件の緩和	<p>【提案の具体的内容】複合用途建物における共用部分の変更に必要な集会における議決要件を緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】建物の共用部分の変更を行う場合には、区分所有者および議決権の3/4以上の多数による集会の決議が必要となる。しかし、区分所有法第17条第1項にある「共用部分の変更でその形状または効用の著しい変更を伴わないものを除く」の解釈が広く、かつ議決要件も厳しいため、実質的に変更は極めて困難な状況にある。近年、コンパクトシティ化や職住近接が進み、高層部に住宅、低層部に業務や商業といった再開発ビルに代表される複合用途建物の建設が進んでいる。業務および商業の供用年数は、住宅の供用年数と比較して短く、社会的なニーズに応じた用途変更を迅速に行うため、議決要件の緩和が必要である。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省	建物の区分所有等に関する法律第17条第1項、第18条第1項、第2項	対応不可	<p>区分所有建物の共用部分の変更は、共有物の変更(民法第251条)に該当し得る行為であり、民法の規律によれば、共有者全員の合意が必要となる。区分所有法においては、共用部分の維持管理を円滑に進める観点から、一定の多数決で決するものとされている。</p> <p>「用途変更」には様々な場合があるものと考えられますが、それが共用部分の形状又は効用の著しい変更を伴わないものであるときは、区分所有者及び議決権の各過半数で決することが可能であり(区分所有法第18条第1項、第39条第1項)、規約において、その決議要件を変更することもできます(第18条第2項)。</p> <p>他方、「用途変更」が共用部分の形状又は効用の著しい変更を伴うものであるときは、区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数によることが必要とされています(第17条第1項本文)。これは、共用部分の形状又は効用に著しい変更を加える場合には、共用部分の使用形態や使用方法に変更が生じ、共用部分の変更に関する費用も多額となり、区分所有者に対する影響が大きいため、厳格な決議要件を定める趣旨と解され、この決議要件を緩和することについては、慎重な検討が必要と考えます。</p> <p>もっとも、共用部分の変更に係る決議要件は、区分所有者の頭数については、規約においてその過半数まで減らすことができますから(同項ただし書)、規約に別段の定めを置くことにより、用途変更の迅速化を図ることができると考えられます。</p>		
300228020	30年2月28日	30年3月26日	30年4月20日	借地借家法における正当事由の迅速な審理	<p>【提案の具体的内容】借地借家法における建物の普通賃貸借契約における賃貸人の更新拒絶・解約申入れにかかる正当事由に関する紛争を迅速かつ適正に解決するため、①借家審判制度(仮称)の創設、もしくは、②借家紛争に関する専門部・集中部の裁判所への設置、を求める。</p> <p>【提案理由】現行法の正当事由の要件は抽象的であり、物理的・社会的に建替える必要がある建物についても、正当事由の有無を巡って賃貸人・賃借人間で、長期の交渉を強いられている。裁判になった場合でも、正当事由の要件が曖昧であるため裁判官による裁量の余地に幅があり、予測可能性を著しく欠いている。借家人の退去が進められないことは、都市の安全性の確保や円滑な市街地更新の推進、切迫する大地震への対応等の妨げとなっている。最終的に裁判での解決を余議なくされることも少なくなく、負担する時間、金銭等のコストが過大なものとなっている。</p> <p>なお、2016年2月15日付の法務省回答では、「民事第一審訴訟事件全体の平均審理期間が8.5月であったのに対し、建物事件(建物の明渡し、引渡し、収去及び建物に関する登記手続等を請求する事件)の平均審理期間は3.7月であり、建物事件の審理は民事訴訟事件の中でも迅速に行われている」との回答をいただいているが、ここでいう「建物事件」には資料不払い訴訟等短期間で解決する訴訟も相当数含まれているものと考えられ、課題となっている正当事由の存否が争点となる建物明渡し請求事件については、民事訴訟事件全体と比較し、長期の審理期間を要していると認識している。また、正当事由が争点となる事案においては、裁判による解決の予測可能性の乏しさを解決までの期間の長期化の観点から、賃貸人は裁判手続によらない解決をすることが多く、裁判上の統計だけでは、実際の問題点が明らかになるものでもないと考えられている。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省	借地借家法第26条、第28条	①について ②について その他	<p>①について ご提案の「借家審判制度(仮称)」の内容が定かではないため、ご提案の制度を新たに設けることの可否について直ちにお答えすることは困難です。 なお、借地借家法第28条の正当の事由の有無の判断に関して、「裁判官による裁量の余地に幅があり、予測可能性を著しく欠いている」とのご指摘については、現状においても、民事訴訟において借地借家法第28条の正当の事由が争われた場合には、裁判所において、個別具体的な事案に応じて、建物の老朽化や耐震性の不足を理由とした建替えるの必要性等を含む様々な事情を考慮して、正当の事由の有無を適切に判断していると承知しています。</p> <p>また、手続に要する時間の点については、平成28年の統計によると、民事第一審訴訟事件全体の平均審理期間が8.6か月であったのに対して、建物事件(建物の明渡し、引渡し、収去、建物に関する登記手続を請求する事件等)の平均審理期間は3.8か月であり、建物事件の審理期間は民事訴訟事件の中でも迅速に行われているものと承知しています。正当の事由が争点となっている事件に限定した平均審理期間は承知していませんが、裁判所においては、個別具体的な事案に応じて、適正かつ迅速な審理に努めているものと承知しています。</p> <p>そのため、ご提案の「借家審判制度(仮称)」を新たに設ける必要性については、慎重に検討する必要があります。</p> <p>②について 新たな専門部・集中部の設置を含む専門的処理態勢の充実については、適正かつ迅速な裁判を要するという目的を踏まえ、各庁において、事件動向等も見ながら、その必要性を検討していくものと承知しています。</p>		
300228023	30年2月28日	30年3月26日	30年4月20日	不動産登記の利便性の向上について	<p>公園と登記簿への住所の併記について都会で不動産を買う場合、住所が分かっても、登記簿上の地番が分からなければ、登記簿を確認することができない。</p> <p>一方、所有者が権利証を持参しても、権利証には住所が記載されていないため、買おうとしている不動産の所有者であるのか、確認が得られない。</p> <p>この点について、地番と住所を調べるための地図が市販されているが、これを見ても推測できるにすぎず、地番と住所の一致について、誰も保証はしてくれない。</p> <p>そのため、法務局で保管している公園(準ずるものを含む)や登記簿にも、地番のほか、可能な限り住所を併記するべきである。</p>	個人	法務省	不動産登記法第27条、第34条、不動産登記規則第13条等	対応不可	<p>地番は、一筆の土地ごとに付される番号であるのに対し、一般的に住所を示す住居表示番号は、一つの建物ごとに付される番号であることから、個々の土地の物理的状況を記録する地図、地図に準ずる図面及び土地の登記記録に、住所を記録することはできません。</p> <p>なお、インターネット上で登記情報を確認することができる「登記情報提供サービス」において、インターネット上で地番と住所を簡易に検索することができるよう、「地番検索サービス」の提供を行っていますので、必要に応じて御利用いただくか、管轄登記所に地番をお尋ねください。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(○、◎、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300302015	30年3月2日	30年4月17日	30年5月15日	在留資格「企業内転勤」認定要件の見直し	<p>【提案の具体的内容】 現在、在留資格「企業内転勤」認定証明書の取得にあたっては、海外子会社から日本の親会社へ出向する場合、海外子会社で直前1年以上継続勤務することが要件となっており、勤務期間が1年未満の場合は取得できない。 平成28年2月29日の法務省回答における「外国人を我が国に入国させること自体を目的として外国人を新規に雇用等することを防止するための観点から定めている」とのご指摘に留意しつつ、本邦企業の国際競争力を損なわないためには、原則的に現状の規制を維持しつつも、一定の信用を備えた企業については、特定の保証提供といった前提の上で、在留資格「企業内転勤」の取得が可能となるよう、上陸基準省令の改正等を求める。 【提案理由】 昨今、本邦企業のグローバル展開に伴い、海外の優秀な人材を雇用し、現地あるいはその地域において活用する必要性が増大している。 実務経験者を即戦力として活用する場合には、入社後直ちに日本の本社あるいは事業所における研修を行い、企業理念・文化等を踏まえさせようという海外の勤務地に派遣する必要があるので、現行制度上は、そのような企業人事が困難である。「在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る要件を満たせば、同在留資格による入国・在留が可能」であることは承知しているが、在留資格「企業内転勤」に比べて、審査項目が多く、審査に時間がかかる上、事務負担も大きいことから、在留資格「企業内転勤」の見直しを求めたい。</p>	一般社団法人 日本経済団体連合会	法務省	在留資格「企業内転勤」について、「申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において、法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる業務に従事している場合で、その期間(企業内転勤の在留資格をもって外国に当該事業所のある公私の機関の本邦にある事業所において業務に従事していた期間がある場合には、当該期間を合算した期間)が継続して1年以上あること」を要件の一つとしています。	・出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号、別表第1の2 ・出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令「法別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄に掲げる活動」の項	対応不可	「企業内転勤」はその関係する本邦の事業所等に一定の期間転勤し、「技術・人文知識・国際業務」に係る業務を行う在留資格であるところ、「企業内転勤」の上陸基準省令においては、「技術・人文知識・国際業務」に求められている学歴要件や実務経験の要件を求めておらず、継続して1年以上当該業務に従事していたことでも求めないとする。在留資格該当性のある活動に従事する能力を有することの確認が困難となるため、特定の保証提供があったとしても勤務期間が1年未満の外国人について「企業内転勤」による在留は認められません。 また、提案の具体的内容等に記載の「日本の本社あるいは事業所における研修を行い、企業理念・文化等を踏まえさせ」る活動は「技術・人文知識・国際業務」に係る業務に当たらず、「企業内転勤」による在留は認められません。 なお、入社後の新任研修として、企業理念、文化を学ばせる90日以内の研修(報酬を伴う役務の提供を除く)であれば、「短期滞在」で入国可能です。	
300302016	30年3月2日	30年4月17日	30年5月15日	外国料理調理師の在留資格に関する規制緩和	<p>【提案の具体的内容】 本邦の大学で食文化や栄養に関する科目を専攻して卒業した外国人を外国料理の調理師として、ホテル・旅館において雇用する場合には、「当該技能について10年以上の実務経験を有する者」との要件を緩和し、当該技能の実務経験に関わらず、就労を可能とすべきである。 【提案理由】 ホテル・旅館では、インバウンドへの対応のため、様々な外国料理を提供するようになっているが、外国料理の調理師が不足しており、外国人留学生を正社員採用し外国料理調理師として育成しているケースがある。かかる場合に、外国料理調理師として就労するための在留資格(技能)の「当該技能について10年以上の実務経験を有する者」との要件が制約となり、外国人留学生を外国料理調理師として新卒採用することができない。 政府観光ビジョンに掲げられた「2020年の訪日外国人旅行者数4000万人」との目標に向けて、宿泊業の受け入れ体制を整備する観点からも本提案を実現すべきである。</p>	一般社団法人 日本経済団体連合会	法務省	外国料理調理師については、次のいずれかを満たす場合に在留資格「技能」での在留を認めています。 ・10年以上の実務経験(外国の教育機関において当該料理の調理又は食品の製造に係る科目を専攻した期間を含む。)を有する者 ・日タイEPA協定の適用を受ける者は、5年以上の実務経験を有し(タイ労働省が発行するタイ料理人としての技能水準に関する証明書を取得するための要件を満たすために教育機関において教育を受けた期間を含む。)、初級以上のタイ料理人としての技能水準に関する証明書の発行を受け、かつ、申請を行った日の直前の1年間に、タイにおいてタイ料理人として妥当な報酬を受けていたこと	・出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号、別表第1の2 ・出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令「法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動」の項第1号	その他	外国人材の受け入れの範囲の拡大は、労働市場及び日本人の処遇改善への影響や国民生活等への影響があることから、「未来投資戦略2017」にもい、国民的コンセンサスの形成の在り方なども含め、政府横断的に幅広い観点から検討していく必要があるものと考えます。	
300302017	30年3月2日	30年4月17日	30年5月15日	在外公館における在留期間更新手続き	<p>【提案の具体的内容】 在外公館への本人出頭を前提に、日本国内で申請する場合の手続きと同様に、在外公館においても在留期間更新許可申請ができるようにすべきである。 【提案理由】 日本企業における外国籍社員の雇用が増加する中で、日本企業は、日本在住の外国籍社員に対して、日本人と同様にキャリアの一端として海外駐在を命じることが少なくない。いずれ日本に戻ることを期待されている社員であるため、海外駐在中も急な日本への出張も想定され、日本ビザは切らず更新する必要がある。 このような中、在留期間更新の手続きは、申請・受領時に、申請人(外国人本人)が本邦に滞在している必要があり、且つ、更新手続き完了までに3週間程度必要である。 在外公館(勤務国)への申請人本人の出頭を前提に、本邦に帰国することなく在外公館において在留期間更新許可申請ができるように見直しすべきである。 本要望が実現した場合、日本企業における高度外国人材の活用促進に繋がる。</p>	一般社団法人 日本経済団体連合会	法務省	<p>【法務省】 本邦における外国人の在留に関する事務は地方入国管理局が所掌しており、在留期間更新許可申請及び同申請により交付される在留カードの受領は、原則、外国人自らが地方入国管理局に出頭して行うこととされています。</p> <p>【外務省】 在留期間更新に係る手続は法務省の所管事項ですが、現在、国外からの申請は認められていないと承知しています。このため、在外公館で申請を受け付けることができず、</p>	法務省設置法第4条第1項第3号、第21条 ・出入国管理及び難民認定法第2条の2、第21条、第61条の9の3 ・出入国管理及び難民認定法施行規則第21条	対応不可	在留資格は、外国人が本邦で行おうとする活動又は身分・地位に応じて付与されるものであり、在留期間の更新は、それを適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り許可されるものです。また、その許否判断は、その方が行おうとする活動が、現に付与されている在留資格に該当するかどうか及び当該外国人のそれまでの在留の状況を基礎に行われるべきものであって、海外駐在員のような長期間本邦に在留していない方については、評価すべき過去の在留事実が乏しく、在留期間の更新を適当と認めに足りる相当の理由があるとは認められません。加えて、付与された在留資格に応じた活動を行わずに本邦に在留される場合には、その在留資格を取り消すことができず、制度も設けられています。 したがって、御提案にあるような方に対して在留期間更新を許可することはできず、上記のとおり本邦に在留している方から申請されることを前提としている在留期間更新許可申請を、本邦外にある在外公館で行うこととするのは適当ではありません。 なお、日本への出張については、在留資格「短期滞在」で入国可能です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300302018	30年3月2日	30年4月17日	30年5月15日	在留資格認定証明書交付申請に係る問合せ対応の充実による手続きの迅速化	<p>【提案の具体的内容】 在留資格認定証明書の交付申請に係る問合せに対する就労審査部門の窓口や電話での応答体制を充実させ、手続きを迅速化すべきである。 【提案理由】 「技術・人文知識・国際業務」や「企業内転勤」の在留資格認定証明書の交付申請に際して、入国管理局への問合せに非常に時間がかかる。外国籍社員の採用に際して、入社予定日までに査証発給が間に合わない懸念があることはビジネスリスクの一つとなっている。 入社予定の個々の外国籍社員ごとに背景事情が異なることから、在留資格認定証明書の交付申請にあたり、多くの確認事項がある。入国管理局への一度の訪問では全ての疑問が解決に至ることは少なく、電話で問合わせる必要がある。しかしながら、電話回線は混雑し、繋がらないことが常態化している。それにより、在留資格認定証明書の交付申請が遅滞、あるいは申請時の書類不備(誤記載、未記載)が発生し、申請書が受理されるまでに時間を要している。その結果、最終的に認定証明書の受領も遅滞する。 入国管理局の問合せ窓口や電話による応答体制を充実させることによって、当該申請手続きの迅速化を図るべきである。</p>	一般社団法人 日本経済団体連合会	法務省	外国人は原則として来日前に、在外公館で査証の発給を受けなければいけませんが、外国人本人又はその代理人があらかじめ地方入国管理局において申請した場合には在留資格該当性及び上陸許可基準適合性が認められる旨の証明書(「在留資格認定証明書」)の交付を受け、これを在外公館へ提出することにより、速やかに査証発給を受けることができます。 また、地方入国管理局に外国人在留総合インフォメーションセンターを設置する等し、問合せに対応しているほか、ホームページにおける手続案内の充実を図っているところ。	・出入国管理及び難民認定法第6条第1項、第7条の2、別表第1の2	その他	地方入国管理局に外国人在留総合インフォメーションセンターを設置する等し、問合せに対応しているほか、ホームページにおける手続案内の充実を図っているところ。引き続き、各種在留関係諸手続の案内の充実が努められています。	◎
300302019	30年3月2日	30年4月17日	30年5月15日	企業単独型技能実習における「法第2条第2項第1号の主務省令で定める密接な関係を有する外国の公私の機関」の解釈の例示・拡大	<p>【提案の具体的内容】 技能実習法施行規則第2条第1項第1号「本邦の公私の機関と引き続き一年以上の国際取引の実績又は過去一年間に十億円以上の国際取引の実績を有する機関」の解釈について、無償の取引であっても国際取引に該当する事例を例示することを求める。 技能実習法施行規則第2条第1項第2号「本邦の公私の機関と国際的な業務上の提携を行っていることその他の密接な関係を有する機関」の解釈について、技能実習制度運用要領第3章では、代表的な事例が例示されている。それらに加えて、アジア諸国の製造事業者に対し中古鉄道車両の無償譲渡や技術支援を行う事例について、上記規則第2条第1項第2号の「密接な関係」にあたる事例として例示することを求める。 また、技能実習を実施しようとする企業のグループ会社等(実習実施企業が設立した財団法人等を含む)が、海外の企業・団体に対して国際協力のための研修を実施している場合についても、技能実習法の目的である開発途上地域等への技能者の移転による国際協力の推進に資するものと考えられるので、そのような研修の実施をもって、技能実習を実施しようとする企業と当該国際協力のための研修に参加している企業・団体が上記「密接な関係」にあると認められるとの解釈を示すべしである。 【提案理由】 技能実習法第2条第2項第1号の「主務省令で定める密接な関係を有する外国の公私の機関」については、技能実習法施行規則第2条第1項第1号「本邦の公私の機関と引き続き一年以上の国際取引の実績又は過去一年間に十億円以上の国際取引の実績を有する機関」、第2条第1項第2号「本邦の公私の機関と国際的な業務上の提携を行っていることその他の密接な関係を有する機関」として法務大臣及び厚生労働大臣が認めるものとのいずれかに該当するものと定められている。日本の高度なインフラ技術の海外への発信や海外のインフラ技術者の人材育成のため、技能実習を活用したいと考えているが、上記の要件に該当するかどうか必ずしも明確でない場合があり、制度利用の制約となっている。上記要件に該当する事例について、より多くの例示が判例されることで、予見可能性が高まることが期待される。</p>	一般社団法人 日本経済団体連合会	法務省 厚生労働省	企業単独型技能実習に関して、外国の事業者が「本邦の公私の機関の外国にある事業所」以外の場合における要件として、 ①本邦の公私の機関と引き続き一年以上の国際取引の実績又は過去一年以内に十億円以上の国際取引の実績を有する機関(技能実習法施行規則第2条第1号) ②本邦の公私の機関と国際的な業務上の提携を行っていることその他の密接な関係を有する機関として法務大臣及び厚生労働大臣が認めるもの(技能実習法施行規則第2条第2号)のいずれかに該当することが求められており、その代表例を技能実習制度運用要領にて示しているところ。	・外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第2条第2項第1号 ・外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第2条 ・技能実習制度運用要領第3章	その他	技能実習制度運用要領に記載されている事例はあくまで代表的な事例を例示しているものであるところ、提案の具体的内容等の事例のような個別具体的な案件についてはその内容を踏まえ、要件への適合の適否を判断することとしています。平成29年11月に制度が運用されてから、一定期間を経過していないことから、直ちに、代表的な事例の提示を増やすことは困難ですが、制度の運用状況の把握及び分析を行い、代表的な事例と考えられるものについては、必要に応じ、今後、運用要領に提示することを検討します。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300302020	30年3月2日	30年4月17日	30年5月15日	外国人技能実習計画認定申請手続きの簡素化・迅速化(企業単独型)	<p>【提案の具体的内容】 外国人技能実習機構への技能実習計画認定申請手続きにつき以下5点を要望。 1. 申請書類の種類削減 2. (廃止できない書類については)申請書類の提出頻度の削減 ・実習生毎に提出の書類(省令様式1号、参考様式1-16) → 同じ内容の添付資料は、代表1名分のみに添付 ・認定申請ごとに提出の書類(参考様式1-2、1-17、1-18) → 変更が生じた場合のみ提出 3. 事業所ごとの技能実習指導員・生活指導員の選任 会社で1名の選任を簡略化 4. 派遣元事業者の登録簿提出の廃止 5. 認定審査期間(通常2か月)の短縮 【提案理由】 本年11月の法改正に伴い、外国人技能実習機構への認定申請が義務化されたこととで約40種類の書類の作成・提出が必要となった。(従来、地方入国管理局に約20種類の書類提出。本制度後は機構と入電の両方に書類提出あり) ・技能実習の適切な実施や実習生の保護という法改正の趣旨を理解するもの、企業に煩雑な手続きが実習生の受入に負担になっている。 さらに現在の申請書類は実習生の受入規模に関わらず、一律で同じ書類提出を求められているため、実習規模が大きい会社等にとっては同じ資料を何人分も添付・保管など手続きがあり煩雑。とりわけ企業単独型は、これまで不正などの大きな問題がなかったと思われ、規制緩和すべき。 例①:実習生ごとに提出する書類・全実習生同じ内容の場合、省略可となる書類もあるが、依然として実習生一人一人に要提出の書類もあり(省令様式第1号、参考様式1-16)、1回の申請で全く同じ書類を数十枚添付している。 例②:事業所ごとに技能実習指導員・生活指導員を選任し、履歴書・誓約書・社会保険の証明書を要提出 加えて、派遣元事業者で実習生の入選に十分なリードタイムと柔軟性を確保するため、認定審査期間の短縮を要望する。 申請手続きが簡略化・迅速化されることで、企業単独型の技能実習制度の利用が拡大し、海外人材の育成を通じた国際貢献が促進されることを期待する。</p>	一般社団法人 日本経済団体連合会	法務省 厚生労働省	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第8条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則 第7条、第8条、第69条 技能実習制度運用要領第4章	その他	平成29年11月に制度が運用されてから、一定期間を経過していないことから、直ちに見直しを行うことは困難ですが、制度の運用状況を踏まえながら、必要に応じて、申請書類の軽微化を含めた運用の見直しを検討してまいりたいと考えております。		
300326002	30年3月26日	30年4月17日	30年5月15日	登記制度における本人申請の推進について	<p>法務省は、商業登記、不動産登記の両方について、資格者代理人(主に司法書士)の手続きに関してのみ緩和を推進し、本人申請については厳格な手続きを残し、緩和しない方針である。 しかしながら、本来は本人申請が原則である。資格者代理人の申請を原則とした制度設計は、国民に代理人費用を負担させることが前提であり、本来転倒といわざるを得ない。 内閣府からの調査依頼によって、商業登記の補正に関し、本人申請は25%以上、代理人申請でも10%以上の補正率があることが明らかとなった。つまり、法務省は、司法書士に依頼しなければ登記できない複雑な申請方法を放置し、司法書士に依頼するように、事実上誘導しているのである。 たとえば、不動産登記においては、売主買主の共同申請(共同で電子署名をして申請する方法)が求められている。しかし、本人申請において、このような共同申請は、見込まれる可能性は極めて低い。 そのため、実際には、売主から委任状を受け取り、買主が売主の代理人を兼ねる方法が用いられている。(法務省の電子申請の書式も、そのよになっている。) ところが、資格者代理人の場合のみ、委任状の原本提出を不要とする緩和措置を、法務省は導入しようとしているのである。 具体的には、本人申請は委任状の原本提出が求められる一方、司法書士の場合のみ、コピーだけで良いことになるのである。結果、本人申請のみ手続きが煩雑という状況となり、司法書士に依頼するようになり、事実上誘導されるのである。 本来は、譲渡証券、印鑑証明書、権利証を売主から預かり、申請書に添付すれば、買主だけで売買登記ができるようになるべきであるが、少なくとも、本人申請であつても売主の委任状に関しては、資格者代理人と同様に、原本提出不要とする緩和措置が導入されるべきである。 これは一例であるが、代理人に依頼しなければ登記できない状況や、代理人であっても10%以上も補正になる状況は、明らかに法務省に原因がある。内閣府の指摘のみをもって、手続きを簡素化する方法はかたまり存在する。 よって、緩和措置に関しては、「資格者代理人申請」を特別扱いするべきではない。法務省は、原則に立ち戻って、本人申請についても緩和すべきであり、国民から高額な代理人費用の負担をできる限り削減し、推進しようとする基本理念に立脚して改善を図るべきである。</p>	個人	法務省	不動産登記法第60条等	対応不可	<p>登記の申請が真正かつ適法にされているかどうかを登記官が審査することにより、登記の真実性を担保し、これにより、国民の権利の保全を図り、取引の安全と円滑に資することができるようにするためには、所有権の移転の登記は、登記によって直接利益を受ける者(買主)と登記によって直接利益を受けるもの(売主)とが共同して申請する必要があり、また、登記の申請の添付情報についても、原本を添付する必要があります。 なお、オンライン手続における利便性の向上策の一つとして、「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」(平成26年4月1日各府省情報化統括責任者連絡会議決定)において、各府省は、士業者が手続を代理する場合に、士業者が原本と添付書類を確認することにより、当該原本の提示や当該添付書類の提出を省略することを可能とすることを検討し、実施することとされていることから、その検討を進めているところであります。また、不動産登記及び商業登記はオンラインにより申請することができること、法務省においては、代理人によらない申請も含めて、添付書類の見直し、本人確認方法の見直し、手続の周知方法の見直し、事務処理方法の見直し、システムの利便性の向上等、オンライン手続の利便性の向上のための様々な取組を進めているところです(http://www.moj.go.jp/isho/jouhoukanri/isho09_00034.html参照)。法務省としては、引き続き、不動産登記及び商業登記のオンライン手続の利便性の向上に取り組んでまいります。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300327001	30年3月27日	30年4月17日	30年5月15日	確定判決等による単独申請の運用改善	<p>判決や訴訟上の和解の場合、登記義務者(登記簿上の所有者)の協力がなくても、登記権利者の単独申請により、不動産の名義を移転登記することができる。ところが、所有者の登記簿上の住所が、現住所と異なる場合、登記権利者による単独申請が受理されない。</p> <p>この点について、これまでの法務省の見解は、次のとおりである。</p> <p>「判決による所有権移転の登記を申請する場合において、登記義務者の住所の表示が登記簿の表示と相違しているときは、申請書に添付の判決正本に登記簿上の住所が併記されている場合、当該所有権移転登記の前提として、住所の変更(更正)の登記を省略することはできない。」</p> <p>裁判所の運用としては、判決や和解書には、現住所に登記簿上の住所を併記する方法が採られているが、法務省は簡単に受理せず、所有者による住所変更登記を求めてくるのが実態である。</p> <p>どうしても協力が得られない状況にあることを、書面上で疎明できなければ、受理されない取扱いであり、半年も要する場合がある。</p> <p>そして、資料を添付して、「上申書」を提出するよう言われるのである。</p> <p>結果、紛争の相手方からは、協力が得られないか、頼みにくい関係にあるが、協力を依頼するように法務局から指導され、長期間にわたり登記できない状況が続くのである。</p> <p>法務局としては、判決等により真の登記簿上の所有者が確定している場合でも、登記簿上の所有者の住民票等を順々に求め、その実態を登記簿上に反映することを拒む状況を省みて、何のための登記制度なのかを念頭に、運用を考え直すべきである。</p> <p>なお、判決等による登記権利者が、登記簿上の所有者の住所変更登記を申請できるとの解釈もあるが、これも判決等のほかに住民票等が求められることに変わりはない。</p>	個人	法務省	判決による所有権移転の登記を申請する場合において、申請書に添付された判決正本に登記義務者である被告の住所として、登記簿上の住所と現住所が併記されているときであっても、その前提として登記名義人の表示の変更(更正)の登記を行う必要があります。	不動産登記法等	対応不可	<p>不動産登記制度は、不動産に関する権利を登記簿に公示することによって、国民の権利と保全を図り、もって不動産に関する取引の安全と円滑に資することを目的としており、登記の真正を確保するため、申請情報の内容である登記義務者の表示が登記記録の登記名義人の表示と合致する必要があります(不動産登記法第25条第7号)。したがって、申請書に添付された判決正本に、所有権の登記名義人である被告の住所として登記簿上の住所と現住所が併記されていることをもって、その前提となる当該登記名義人の表示の変更(更正)の登記を省略することはできません。</p>	